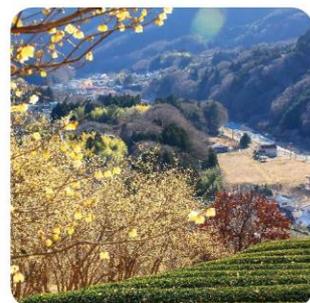


第3期松田町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度
↓
令和11年度



令和7年3月
松田町

はじめに

本町では、松田町第6次総合計画におけるまちの将来像「いのち“育み” 未来へ“ツナグ” 進化“つづける” 故郷」の実現に向けて、「安心して子育てができ、こどもから高齢者までが安心して暮らせるまち」を目指す“チルドレンファースト”の理念に基づき、持続可能なまちづくりに取り組んでおります。



近年、こどもを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行により、ライフスタイルや価値観が多様化し、また、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもり、地域社会のつながりの希薄化などが大きな問題となってきています。さらに、自殺やいじめ、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も顕在化しています。

そのような中、国においては、令和5年4月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう、こどもに関する施策を社会のまんなか位置付けた「こどもまんなか社会」を目指す方針が示されました。

本計画では、これまでの取組を継承するとともに、時代の変化や新たな課題に柔軟に対応するため、「いのち“育み” 未来へ“ツナグ” 進化“つづける” 故郷 ～こどもの笑顔あふれる幸せのまち 松田～」を基本理念に掲げ、町民、地域、事業者、行政などの関係者が密接に連携し、本計画の施策を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました松田町子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等により、貴重なご意見をお寄せいただいた皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

松田町長 **本 山 博 幸**

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画期間	3
5 計画策定体制と経過	3
第2章 こども・子育てを取り巻く環境の状況	4
1 松田町の人口動態等の現状	4
2 保育・教育の取り組み	15
3 子ども・子育てに関するニーズ調査の結果	26
4 ヤングケアラーに関する実態調査の調査結果	39
5 松田町のこども・子育てを取り巻く課題	43
第3章 基本理念と施策の体系	45
1 基本理念	45
2 基本目標	46
3 計画の体系	47
第4章 施策の展開	48
1 こどもの成長を通じて切れ目なく支援する	48
2 すべてのこどもが幸せを感じることができるよう支援する	57
3 地域全体でこどもと子育て家庭を支える	63
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	69
1 量の見込みと確保方策の考え方	69
2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	72
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項等	74
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	75
第6章 計画の進行管理	88
1 施策の実施状況の点検	88
2 国・県等との連携	88

資料編	89
1 松田町子ども・子育て会議条例	89
2 策定経過	91
3 松田町子ども・子育て会議委員名簿	92
4 用語解説	93
5 松田町のこども・子育て関連施設一覧	98

1 計画策定の背景

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要展開として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

2 計画策定の趣旨

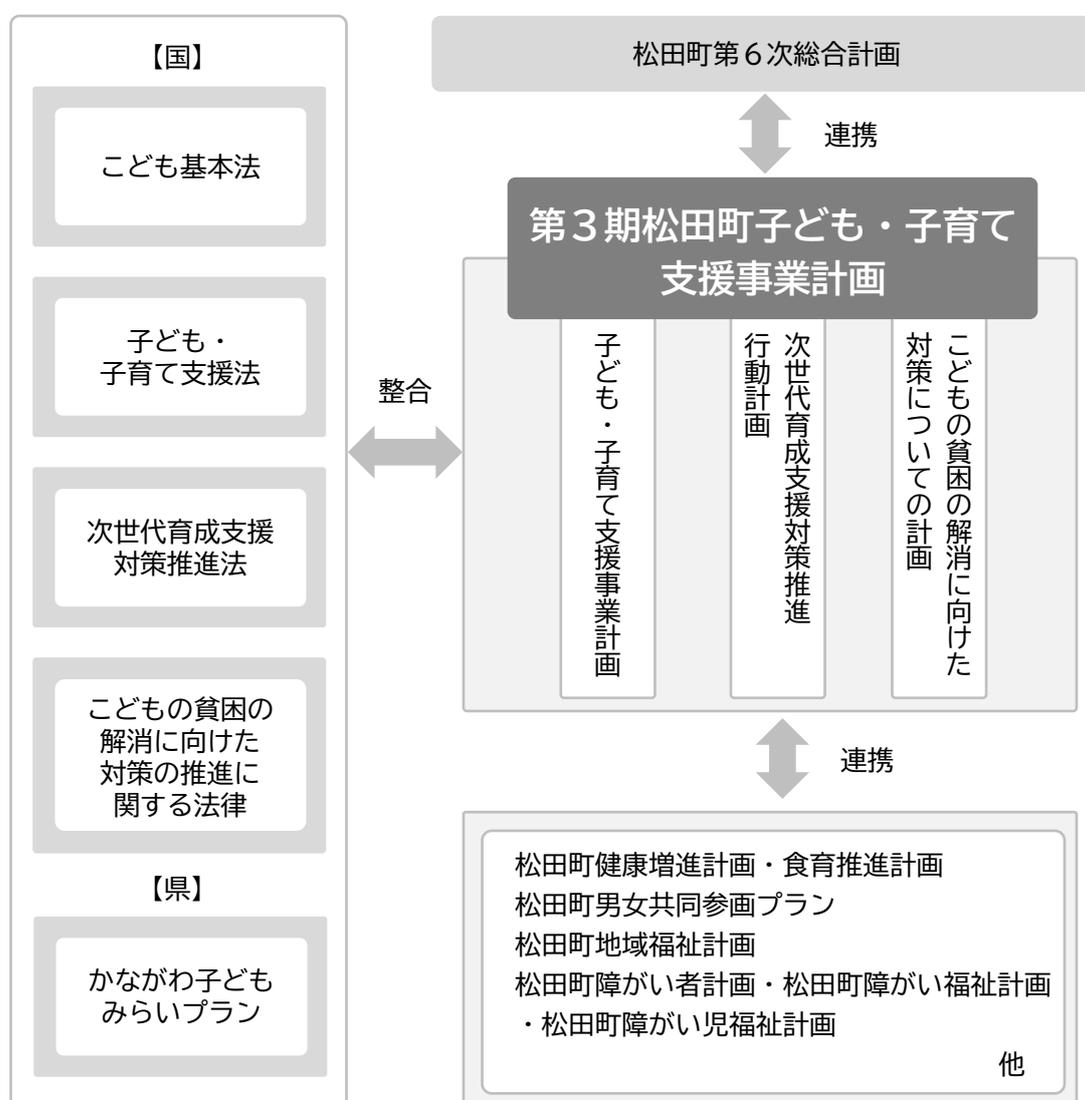
本町においては、令和2年3月に策定した「第2期松田町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷～子どもの笑顔あふれる幸せのまち松田～」を基本理念として掲げ、松田町で成長したこどもたちが、将来、この町で子育てをしたいと思えるようなまちづくりを進めてきました。

本計画では、第2期計画が令和7年3月で終了することから、こども・子育てを取り巻く社会情勢や国の動向を踏まえ、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とした「第3期松田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担うすべてのこどもが、心身ともに健やかに成長するとともに、保護者が安心してこどもを産み育てることができるよう、こども・子育て支援のさらなる充実を図ります。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を一体的に策定するとともに、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と位置づけるものです。

また、松田町第6次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、松田町が目指す持続可能な開発目標（松田町版SDGs）の達成を進めます。さらに、関連する他計画との整合・連携を図り、子育てに関する施策を総合的に推進していきます。



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
第2期計画	第3期松田町子ども・子育て支援事業計画					次期計画

5 計画策定体制と経過

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、子育て中の保護者の意見やニーズを考慮した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者、小学1～5年生の保護者を対象として、「松田町子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。また、計画にこどもの意見を反映することを目的として、小学生及び中学生を対象に「ヤングケアラーに関する実態調査」を合わせて実施しました。

ニーズ調査概要や結果については、26ページ以降をご覧ください。

(2) 子ども・子育て会議の実施

本計画は子育ての当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、こどもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「松田町子ども・子育て会議」を条例により設置し、計画の内容について審議しました。

子ども・子育て会議及び策定経過等については、89ページ以降をご覧ください。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の案について、パブリックコメントを実施し、町民の皆さまから広くご意見を募集しました。

・意見募集期間

令和7年1月14日（火）～令和7年2月13日（木）

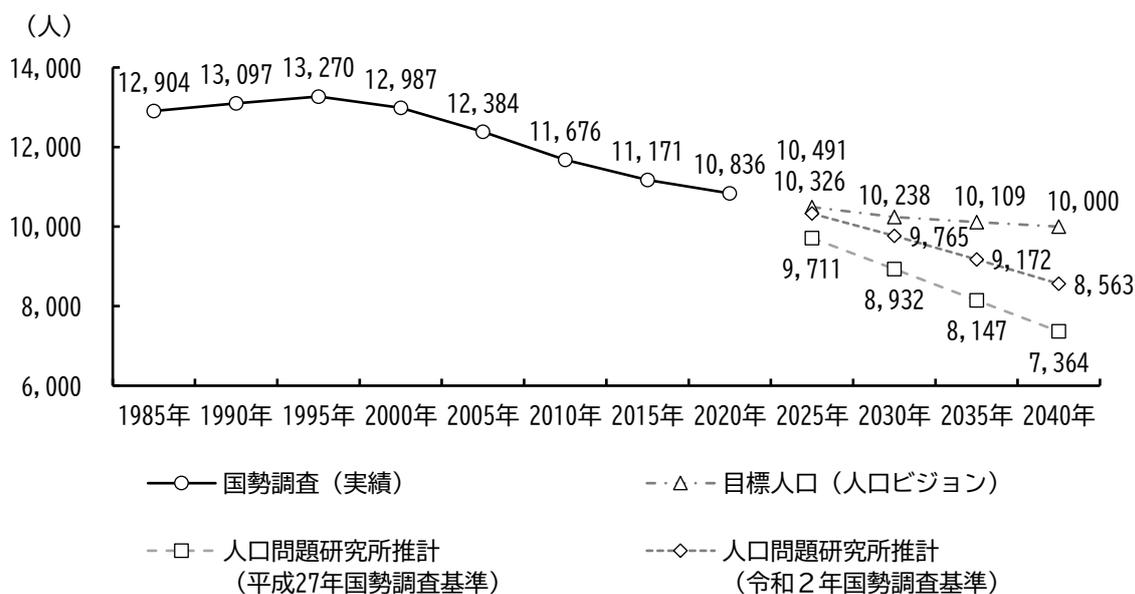
1 松田町の人口動態等の現状

(1) 人口推移と推計

松田町における人口は、「松田町第6次総合計画」において、下記のように推計しています。

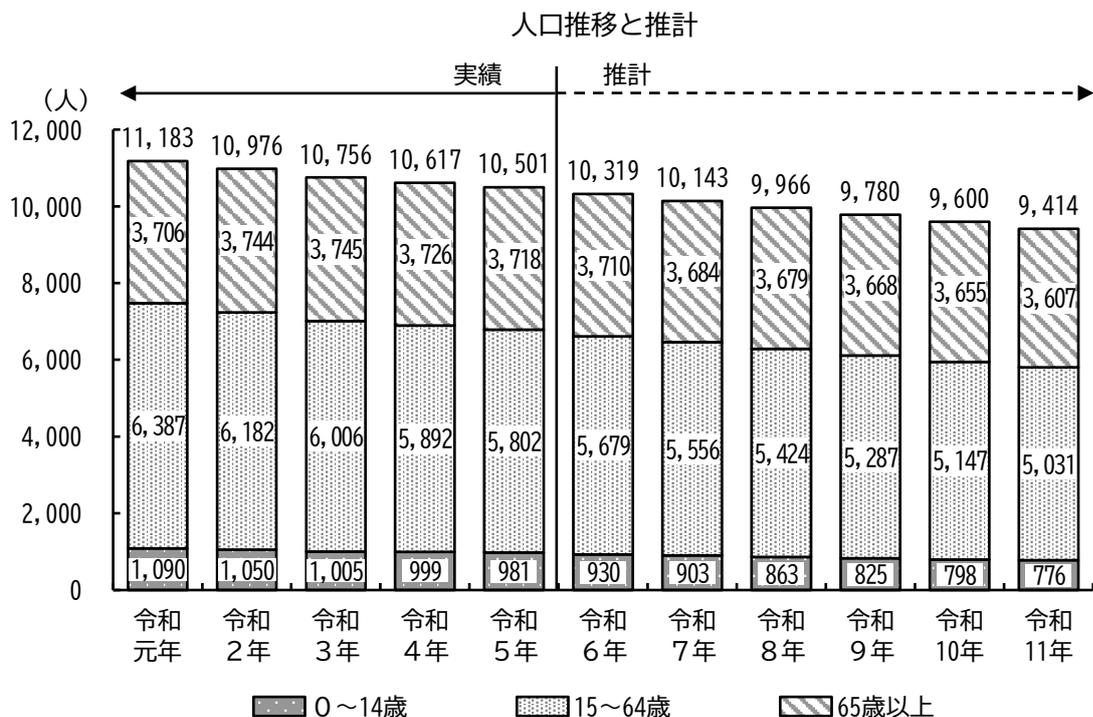
なお、幼児期の学校教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等（71ページ以降参照）を算出するには、1歳毎の人口推計が必要なため、本計画では住民基本台帳を基にした人口推計を採用しています。

人口推移と推計

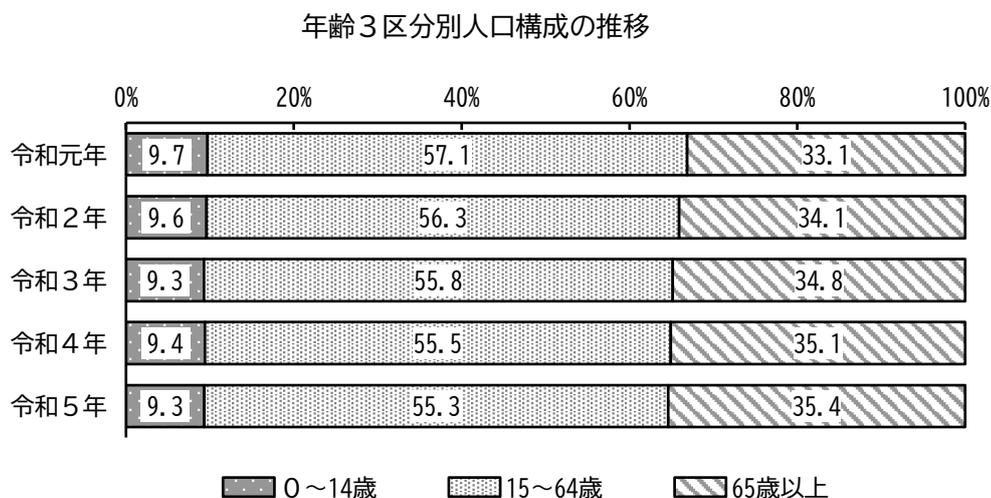


次のグラフをみると、総人口は減少傾向にあり、令和6年以降の推計人口は、年々減少していくことが推測されます。

年齢3区別にみると、0～14歳の割合は年々減少しています。65歳以上は令和3年までは増加していますが、その後は減少しています。また、15～64歳の生産年齢人口も減少傾向にあり、全世代で減少傾向がみられます。



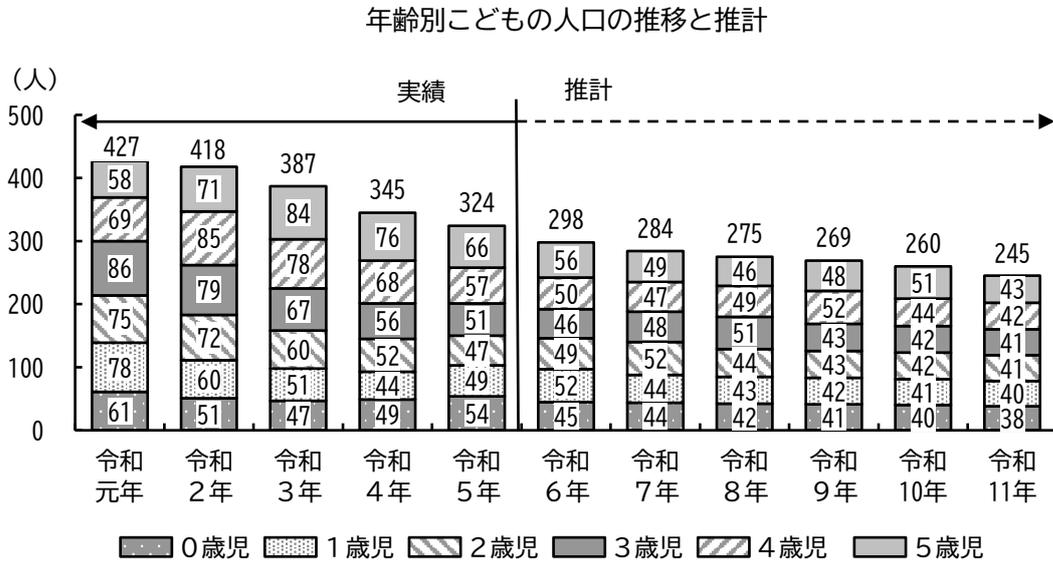
資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日時点）、推計はコーホート変化率法による



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

(2) こどもの人口の推移と推計

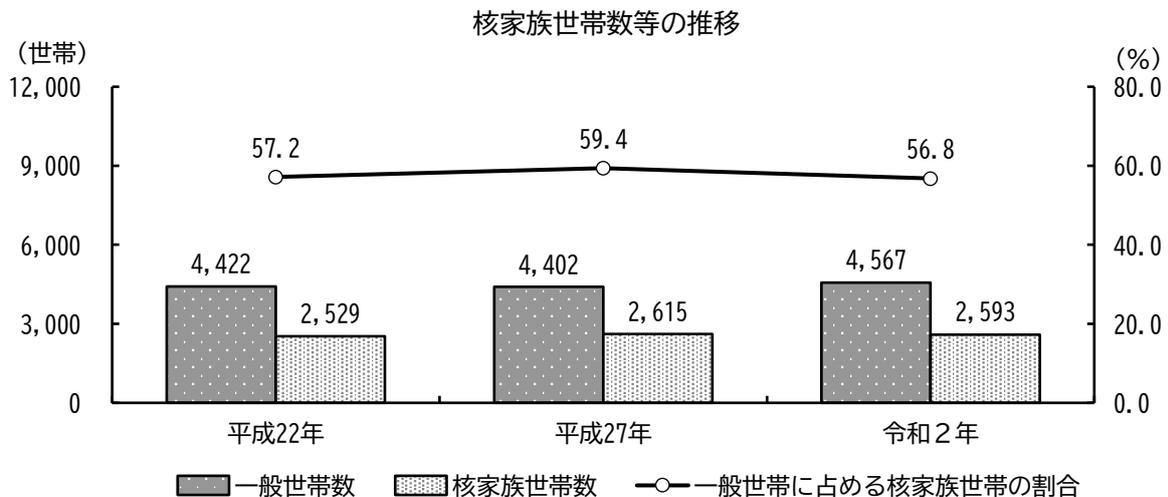
松田町における年齢別こどもの人口の推移をみると、令和元年以降年々減少しています。令和6年以降の推計人口も、減少傾向にあると推測されます。



資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日時点）、推計はコーホート変化率法による

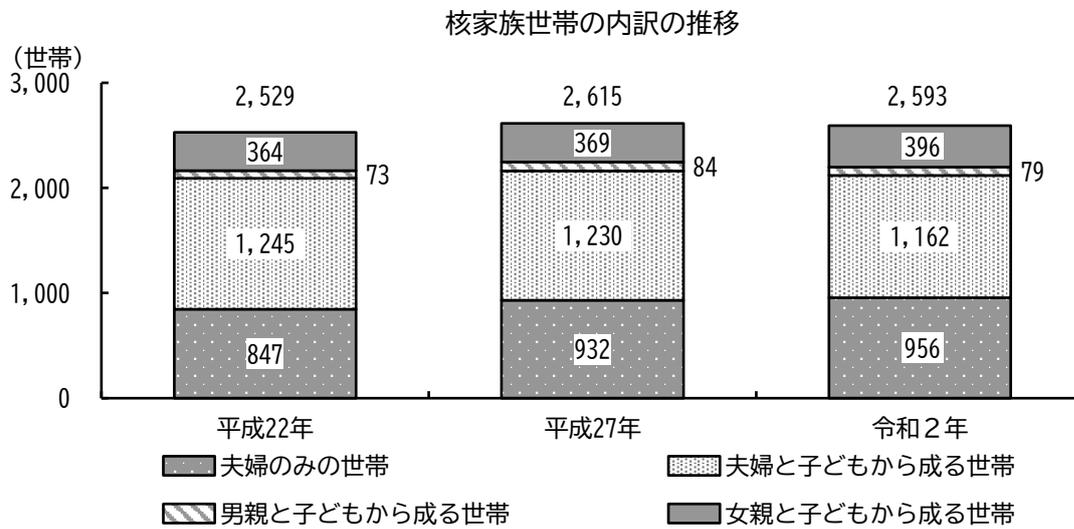
(3) 世帯構成の状況

松田町における核家族世帯数等の推移をみると、ほぼ横ばいとなっています。



資料：国勢調査

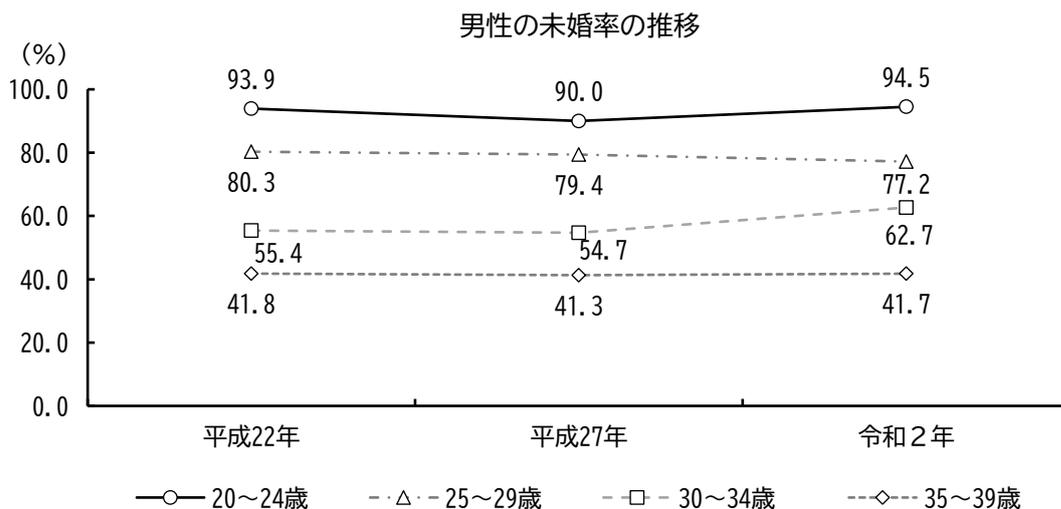
松田町における核家族世帯の内訳の推移をみると、夫婦と子どもから成る世帯が減少しており、夫婦のみの世帯と女親と子どもから成る世帯は増加しています。



資料：国勢調査

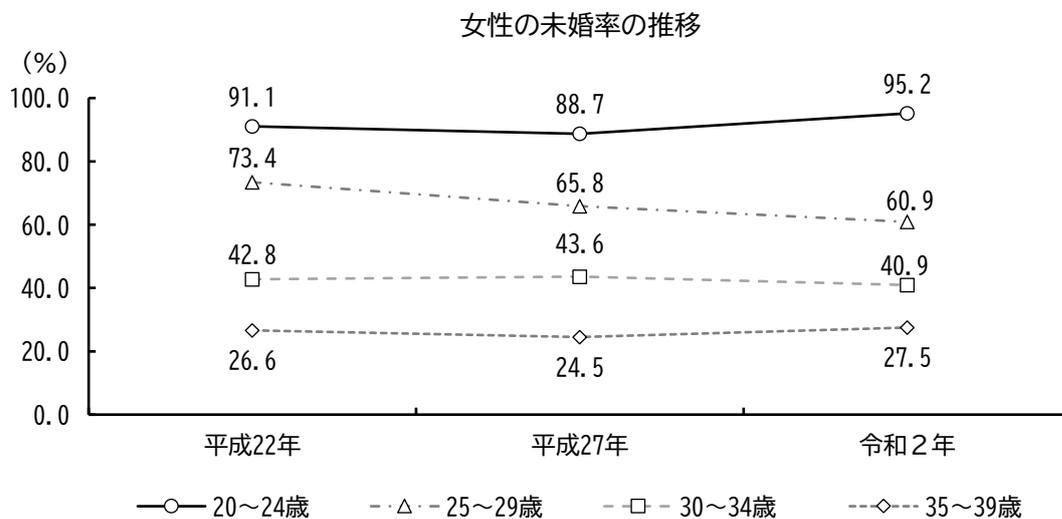
(4) 婚姻の状況

松田町における男性の未婚率の推移をみると、令和2年では25～29歳で減少しましたが、他の年代では増加しています。



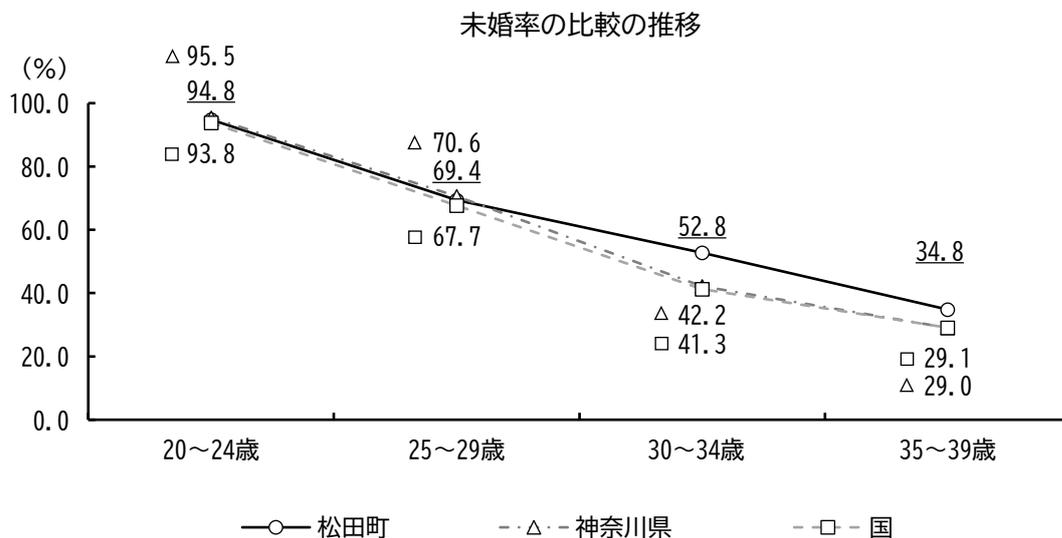
資料：国勢調査

松田町における女性の未婚率の推移をみると、令和2年では25～34歳で減少傾向にあり、また、20～24歳・35～39歳では増加しています。



資料：国勢調査

松田町における未婚率の推移を国・神奈川県と比較すると、松田町は全年代で国より高く、30歳台では神奈川県より高くなっています。

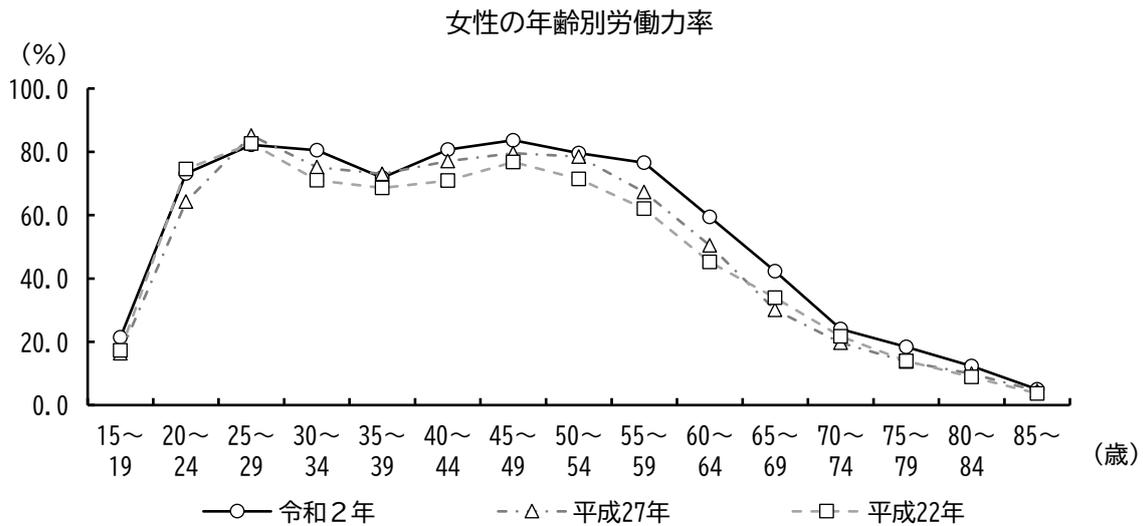


資料：国勢調査

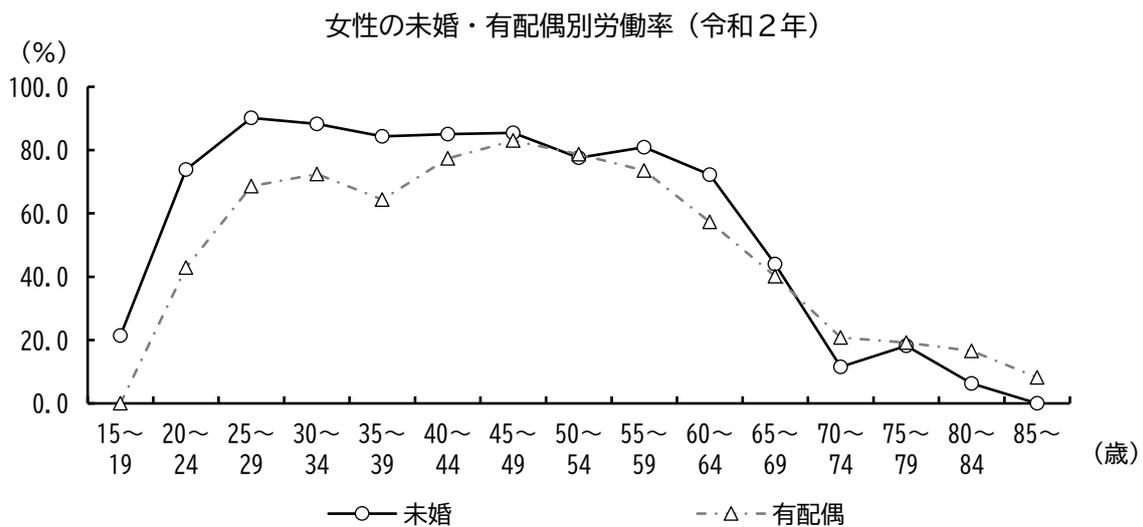
(5) 女性の労働状況

松田町における女性の年齢別労働力率の推移をみると、令和2年では30歳以上のすべての年代で女性の労働力率は上昇しており、30歳代の出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブは解消されつつあります。

また、女性の未婚・有配偶別労働力率の推移をみると、未婚と有配偶では20～24歳で30.9ポイントの差となっています。

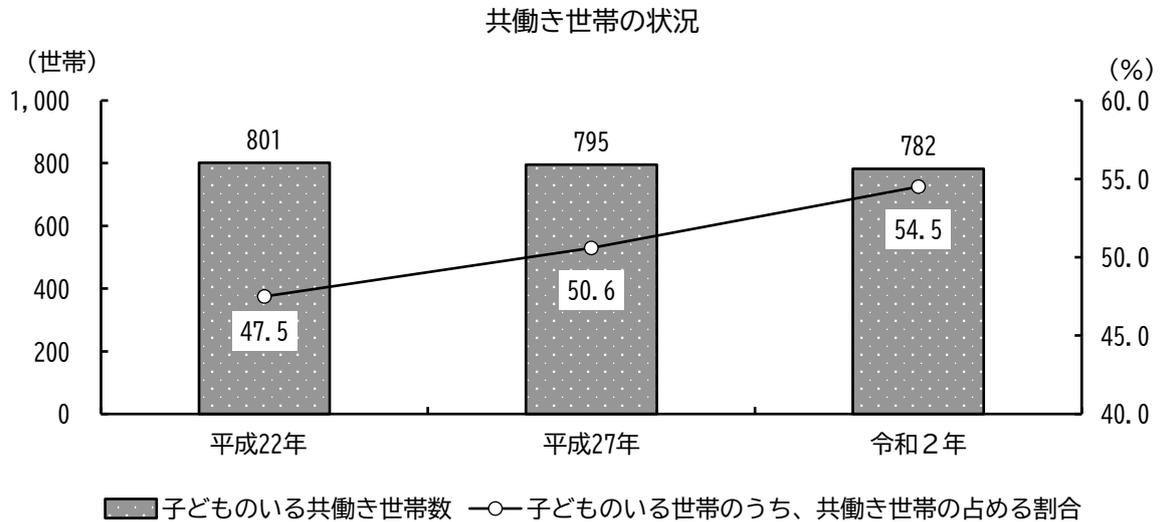


資料：国勢調査



資料：国勢調査

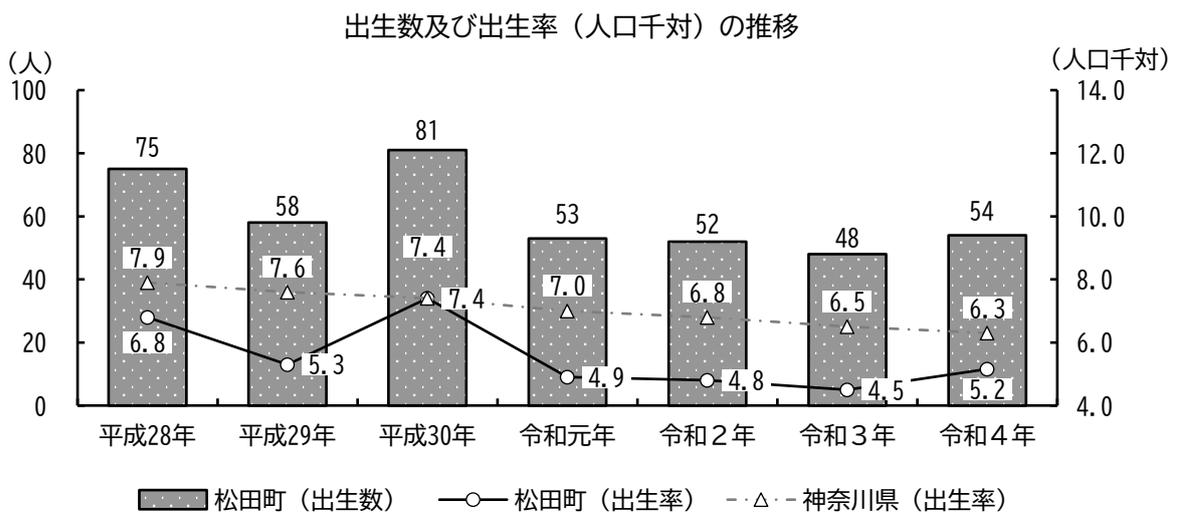
松田町における共働き世帯の状況をみると、こどものいる共働き世帯は減少しており、令和2年では782世帯となっています。こどものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、平成22年以降増加傾向にあります。



資料：国勢調査

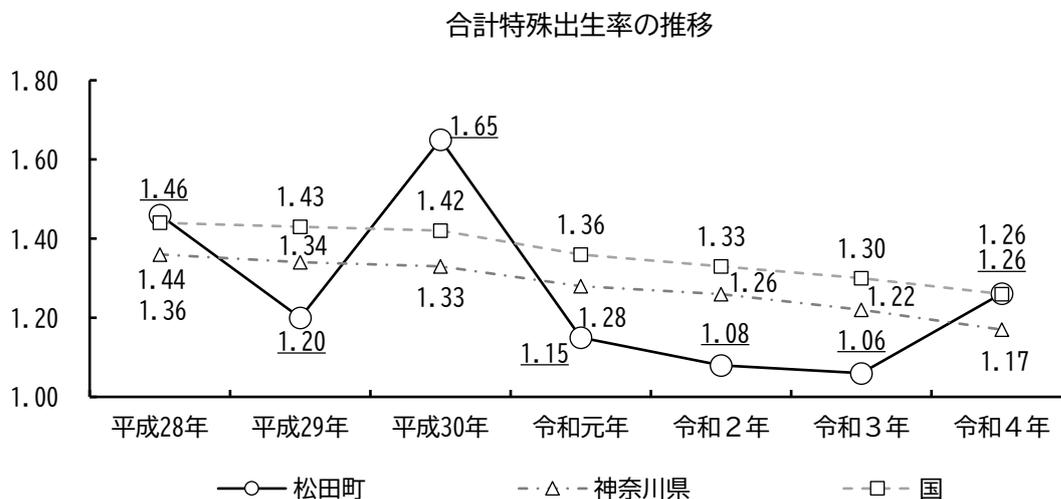
(6) 出生の動向

松田町における出生数及び出生率の推移をみると、増減をくりかえしながら減少傾向にあります。出生率は、平成30年を除いて神奈川県よりも下回っています。



資料：神奈川県衛生統計年報

松田町における合計特殊出生率の推移をみると、平成30年で大きく増加しましたが、令和元年以降は減少に転じ、令和4年に1.26と再び増加しました。平成30年と令和4年を除いて神奈川県・国の水準を下回っています。

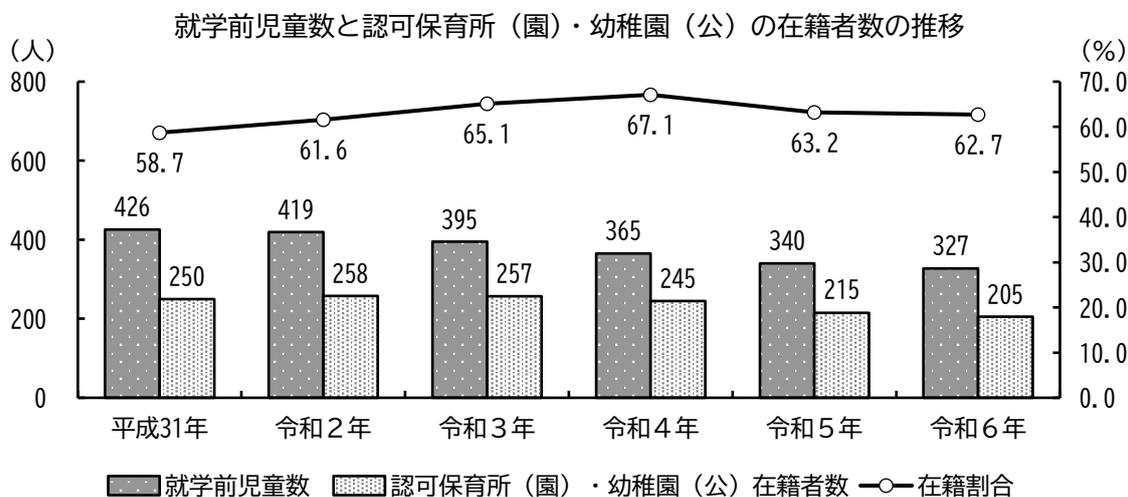


資料：神奈川県衛生統計年報

(7) 認可保育所（園）・幼稚園の現状

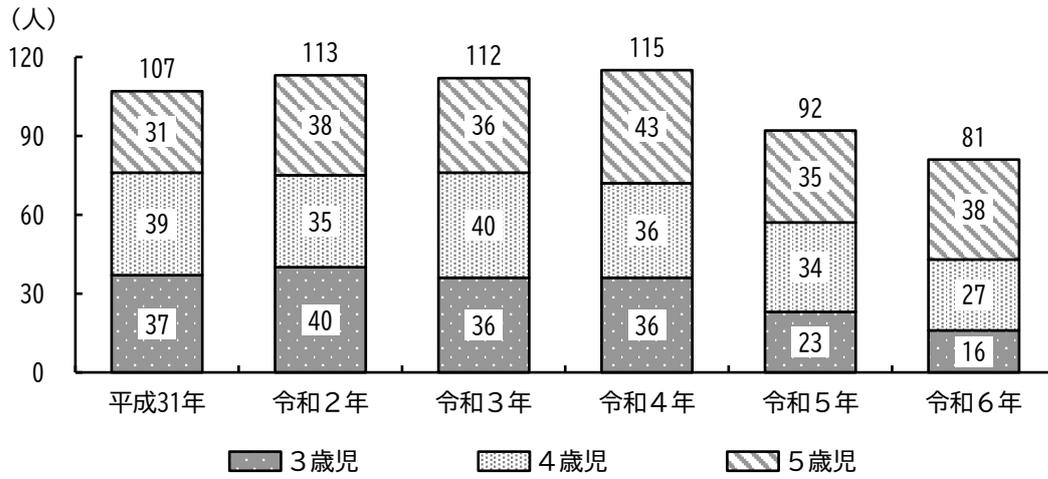
松田町における就学前児童数と認可保育所（園）・町立幼稚園の在籍者数の推移をみると、就学前児童数と在籍者数は平成31年以降減少傾向にあります。また、在籍割合は令和4年以降減少傾向となっています。

公立幼稚園の在籍状況の推移をみると、令和4年までは増加傾向にありましたが、令和5年以降大幅に減少し、令和6年では81人となっています。



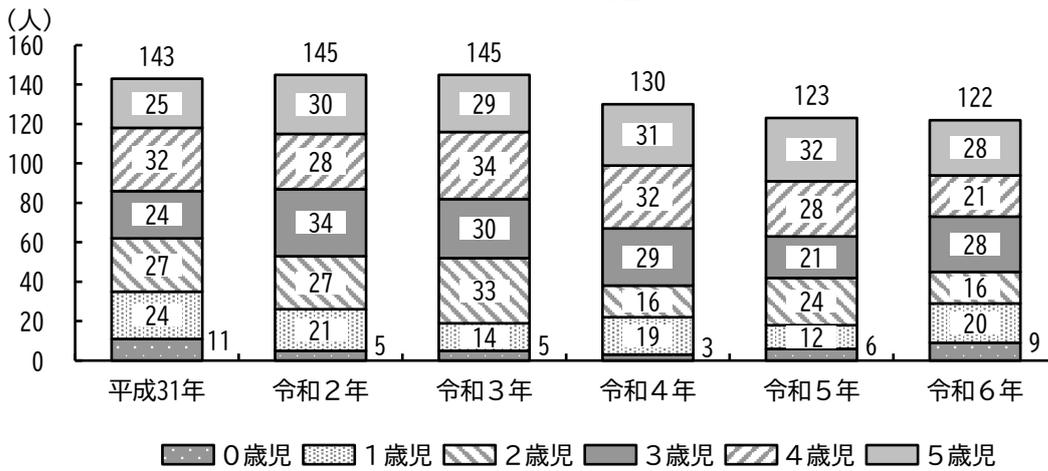
資料：町民課、子育て健康課、教育課（各年4月1日現在）

公立幼稚園の在籍状況の推移



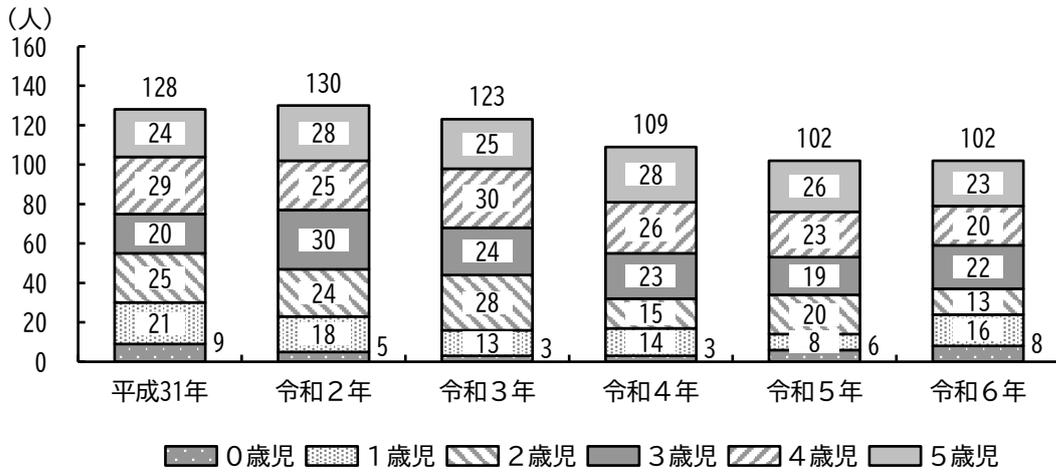
資料：教育課（各年4月1日現在）

保育所（園）入所児童数の推移



※ 松田在住の保育所入所児童
資料：子育て健康課（各年4月1日現在）

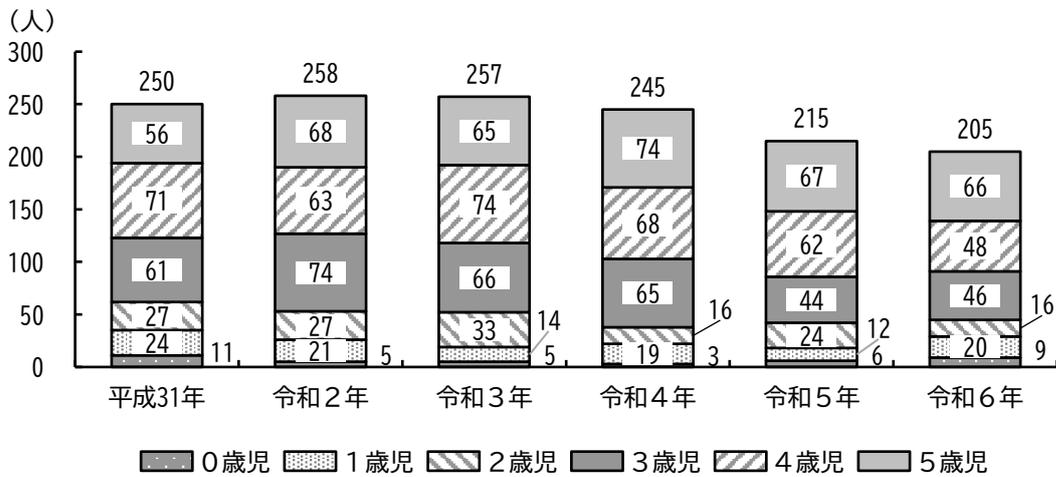
管内保育所（松田さくら保育園）就園児童数の推移



※ 町民のみ

資料：子育て健康課（各年4月1日現在）

年齢別の幼稚園及び保育所入所者数の計



資料：教育課、子育て健康課（各年4月1日現在）

年齢別の幼稚園及び保育所入所率

単位：％

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	14.3	10.6	9.4	8.3	10.9	19.1
1歳児	32.4	26.9	31.1	32.8	29.3	33.3
2歳児	34.2	36.0	43.4	34.8	45.3	34.8
3歳児	91.0	91.4	88.0	87.8	89.8	92.0
4歳児	98.6	96.9	93.7	93.2	89.9	94.1
5歳児	98.2	93.2	97.0	94.9	91.8	90.4
全体	58.7	61.6	65.1	67.1	63.2	62.7

資料：教育課、子育て健康課（各年4月1日現在）

2 保育・教育の取り組み

(1) 保育の取り組み

① 保育の状況

本町内の保育事業は、公設民営の松田町小規模保育所サンライズキッズなのはな保育園と、社会福祉法人西さがみ福祉会が運営する松田さくら保育園が設置されていますが、少子化や就労状況により町内のこどもだけではなく、町外のこどもも受け入れています。

松田さくら保育園では、法人の保育理念「子どもにやさしい保育の実践」を基に「子どもの心に寄り添い自己肯定感を育む」「家庭・地域・保育園が手を携え、子どもの命を守り、幸せに生きる権利を保障する」という保育理念を掲げ、山や川などの豊かな自然を活かした保育を行い、こどもの心身の成長と発達を促す保育を実施しています。

松田町小規模保育所サンライズキッズなのはな保育園の概況

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	定員
松田町松田惣領 1192-5	令和4年	552.97㎡	鉄筋コンクリート 2階建 (243.21㎡)	施設長1人、保育士8人	19人

私立松田さくら保育園の概況

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	定員
松田町松田庶子 162-1	平成25年	1,823.07㎡	鉄筋コンクリート 2階建 (999.71㎡)	施設長1人、保育士22人 調理員3人、事務員1人	120人

保育所（園）の入所状況

単位：人

区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
管外	公立保育所	0	0	1	1	1	1
	私立保育所	1	4	2	5	0	4
管内	私立保育所	10	23	23	23	22	26
計		11	27	26	29	23	31

※ 管内の私立保育所の人数は、管外受託児童分を含む。

資料：子育て健康課（令和6年4月1日現在）

年齢別未就学児童数、就園児童数・就園割合の推移

単位：人・%

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
未就学児童総数	426	419	395	365	340	327
0歳児	77	47	53	36	55	47
1歳児	74	78	45	58	41	60
2歳児	79	75	76	46	53	46
3歳児	67	81	75	74	49	50
4歳児	72	65	79	73	69	51
5歳児	57	73	67	78	73	73
就園児童総数	143	145	145	130	123	122
0歳児	11	5	5	3	6	9
1歳児	24	21	14	19	12	20
2歳児	27	27	33	16	24	16
3歳児	24	34	30	29	21	28
4歳児	32	28	34	32	28	21
5歳児	25	30	29	31	32	28
就園率（全体）	33.6	34.6	36.7	35.6	36.2	37.3
0歳児	14.3	10.6	9.4	8.3	10.9	19.1
1歳児	32.4	26.9	31.1	32.8	29.3	33.3
2歳児	34.2	36.0	43.4	34.8	45.3	34.8
3歳児	35.8	42.0	40.0	39.2	42.9	56.0
4歳児	44.4	43.1	43.0	43.8	40.6	41.2
5歳児	43.9	41.1	43.3	39.7	43.8	38.4

※ 就園率は町内居住の年齢別児童数に占める入所児童数の割合

資料：子育て健康課（各年4月1日現在）

◆保育料の状況◆

本町では、国の定める保育料徴収基準額に基づき、町独自の保育料を定めています。保育料を決めるための階層区分の認定は、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母などの課税額合計で決定します。

なお、本町では、令和4年4月から、小学校への就学前児童の兄弟・姉妹が同時に保育所等を利用している場合の保育料については、利用の2人目以降は無料となります。また、兄弟・姉妹の上の子が幼稚園、認定こども園、障害児通所支援（未就学児に限る）を利用している場合でも、保育所等を利用していることとみなして、同様の軽減措置を行っています。

◆入所対象児及び入所児童の状況◆

保育所に入園できるのは、保護者や家族が仕事や長期の病気等で保育できないと認められる就学前の児童です。入所の決定は、家庭の状況などを聴取または調査して、保育が困難と認められた場合に、その程度の高い順に保育所の入所定員に応じて決定しています。本町では、令和6年4月1日現在、就学前児童327人のうち、122人（37.3%）が保育所に入園しています。

② 保育の実施状況

◆保育時間◆

保育所等の開所時間（保育所が開いている時間）は基本的に11時間です。利用可能時間は、各保育所等の開所時間の範囲内での利用となります。

さらにその中で「保育を必要とする事由」の状況から、保育の必要量によって「保育標準時間（最大11時間）」と「保育短時間（最大8時間）」のいずれかに保育時間が認定され、保育所等を利用できる時間や利用者負担金（保育料）が決められます。ただし、勤務形態や通勤時間等により8時間（保育短時間該当）の範囲に収まらず、恒常的に延長保育料が発生してしまう場合は、保育標準時間を認定される場合があります。

管内保育所の延長保育時間を含めた保育提供時間については下表のとおりです。

保育所の保育時間等

施設名	保育提供時間	延長保育料金	対象児	特別保育事業
私立松田さくら保育園	7:00~19:00	200円/30分	生後4か月～ 小学校未就学児	・乳児保育・延長保育 ・障がい児保育
松田町小規模保育所 サンライズキッズ なのはな保育園	7:00~19:00	600円/30分	生後4か月～ 2歳までの学年	・乳児保育・延長保育 ・障がい児保育

資料：子育て健康課（令和6年4月1日現在）

(2) 教育の取り組み

① 幼稚園の状況

本町の町立幼稚園は松田幼稚園、寄幼稚園の2園あり、3年保育を実施しています。

松田町立松田幼稚園の概況

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	定員	学級数
松田町神山 404	平成 25 年 (昭和 50 年)	3,452 m ²	1,154 m ²	16 人 (運転手 2 人、 支援教諭 3 名、 警備員 2 人含む)	105 人	4 学級

資料：教育課（令和 6 年 4 月 1 日現在）

松田町立寄幼稚園の概況

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	定員	学級数
松田町寄 2505	昭和 59 年	1,759 m ²	430 m ²	7 人 (運転手 1 人、 警備員 2 人含む)	15 人	3 学級

資料：教育課（令和 6 年 4 月 1 日現在）

町立幼稚園の入園児童数の推移

単位：人

区分		平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
松田幼稚園	3 歳児	37	36	33	34	22	13
	4 歳児	38	35	36	33	32	26
	5 歳児	28	37	35	39	32	36
計		103	108	104	106	86	75
寄幼稚園	3 歳児	0	4	3	2	1	3
	4 歳児	1	0	4	3	2	1
	5 歳児	3	1	1	4	3	2
計		4	5	8	9	6	6
総 計		107	113	112	115	92	81

※ 松田在住の幼稚園入園児童

資料：教育課（各年 4 月 1 日現在）

幼稚園の入園状況

施設名	開園時間	対象児			預かり 保育	バス 送迎
		年少	年中	年長		
松田幼稚園	月～金 8：50～14：00	13 人	26 人	36 人	○	○
寄幼稚園	月～金 8：50～14：00	3 人	1 人	2 人	○	○

資料：教育課（令和 6 年 4 月 1 日現在）

年齢別就学前児童数、就園児童数・就園割合の推移

単位：人・%

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
就学前児童総数	196	219	221	225	191	174
3歳児	67	81	75	74	49	50
4歳児	72	65	79	73	69	51
5歳児	57	73	67	78	73	73
就園児童数	107	115	118	123	101	92
3歳児	37	41	40	41	25	21
4歳児	39	36	41	39	39	29
5歳児	31	38	37	43	37	42
就園率（全体）	54.6	52.5	53.4	54.7	52.9	52.9
3歳児	55.2	50.6	53.3	55.4	51.0	42.0
4歳児	54.2	55.4	51.9	53.4	56.5	56.9
5歳児	54.4	52.1	55.2	55.1	50.7	57.5

※ 就園率は町内居住の年齢別児童数に占める入園児童数の割合
資料：教育課（各年4月1日現在）

② 小学校の状況

本町の町立小学校は、松田小学校、寄小学校の2校となっています。

松田町立松田小学校の概況

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	学級数
松田町松田庶子 200	明治6年	10,761 m ²	7,815 m ²	25人	16学級 (特別支援学級4学級含む)

資料：教育課（令和6年4月1日現在）

松田町立寄小学校の概況

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	学級数
松田町寄 2540	明治6年	5,185 m ²	2,240 m ²	10人	5学級

資料：教育課（令和6年4月1日現在）

学年別児童数

単位：人

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
児童総数	72	79	65	70	55	74	415
松田小学校	68	75	64	67	50	71	395
寄小学校	4	4	1	3	5	3	20

資料：教育課（令和6年4月1日現在）

学年別児童数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	74	56	67	67	77	72
2年生	62	73	56	69	67	79
3年生	90	62	72	54	68	65
4年生	71	92	63	75	55	70
5年生	73	70	91	64	74	55
6年生	66	74	71	90	65	74
総数	436	427	420	419	406	415

資料：教育課（各年4月1日現在）

③ 学童保育室の利用状況

本町の学童保育室は松田学童保育室と寄学童保育室の2か所です。利用状況は、令和6年では119人となっています。

学童保育室の利用児童数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	25	18	27	32	38	37
2年生	20	28	19	26	26	38
3年生	28	17	16	14	28	22
4年生	9	16	9	9	9	15
5年生	4	6	4	1	4	7
6年生	2	3	1	1	0	0
総数	88	88	76	83	105	119

資料：子育て健康課（各年4月1日現在）

学童保育室別の利用児童数

単位：人

区分	松田学童保育室	寄学童保育室
1年生	37	0
2年生	38	0
3年生	22	0
4年生	15	0
5年生	5	2
6年生	0	0
総数	117	2

資料：子育て健康課（令和6年4月1日現在）

④ 子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター事業について

子育て支援センターの利用者数は、令和2年度から令和5年度にかけて、増減を繰り返しています。町民、町外利用者別でみると、町外利用者が令和4年度にかけて減少し、令和5年度で増加しています。

ファミリー・サポート松田の会員数は令和元年度以降、横ばいであり、令和5年度では依頼会員が265人、支援会員が73人となっています。

子育て支援センター利用者数の推移

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来所者数	8,895	9,414	4,496	5,889	3,908	5,332
松田町民	8,051	8,309	4,211	5,690	3,886	5,118
町外利用者	844	1,105	285	199	22	214

資料：子育て健康課

ファミリー・サポート松田の会員数

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数（計）	429	357	367	383	388	409
依頼会員	298	234	244	255	258	265
支援会員	78	70	71	76	74	73
両方会員	53	53	52	52	56	71

資料：子育て健康課

ファミリー・サポート松田の年齢別利用に係る支援活動件数

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数（計）	516	725	693	1,260	951	880
1歳未満	14	19	5	33	32	47
1～3歳児	221	168	158	431	284	193
4～5歳児	165	322	426	301	141	133
6歳児以上	116	216	104	495	494	507

資料：子育て健康課

⑤ 小児医療費助成制度について

小児医療費助成制度は、中学校3年生修了前（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までのこどもを対象としていましたが、令和4年4月からは制度を拡充し、18歳まで（18歳に達した日以降の最初の3月31日）のこどもを対象に医療費を助成しています。

令和5年度では40,777,868円となっており、前年度と比べると1.2倍となっています。

医療費助成額等の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額（円）	36,383,875	36,357,497	27,475,634	29,133,223	32,734,310	40,777,868

資料：子育て健康課

⑥ 中学校の状況

中学校の生徒数は、増減を繰り返しており、令和6年で209人となっています。

松田町立松田中学校の概況

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	学級数
松田町松田惣領1400	平成31年	16,776 m ²	8,309 m ²	25人	11学級 (特別支援学級4学級含む)

資料：教育課（令和6年4月1日現在）

学年別生徒数の推移

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
松田中学校	205	204	189	200	226	209
1年生	57	66	68	66	88	52
2年生	82	56	65	69	68	89
3年生	66	82	56	65	70	68
総数	205	204	189	200	226	209

資料：教育課（各年4月1日現在）

(3) 事業実績

① 母子保健事業

母子保健事業の状況は表のとおりです。健康教育と訪問指導については、令和5年度では前年度と比べ、1歳児歯科指導教室、親子ふれあい教室、育児応援教室、養育支援家庭訪問事業で増加がみられます。

母子保健事業（健康診査・健康相談・健康教育・訪問指導等）について

事業名	対象者	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		回数 (回)	対象 (人)	受診 (人)	回数 (回)	対象 (人)	受診 (人)	回数 (回)	対象 (人)	受診 (人)	回数 (回)	対象 (人)	受診 (人)	
出生数	—	—	—	58	—	—	37	—	—	60	—	—	46	
母子健康手帳発行	妊婦	—	—	53	—	—	55	—	—	54	—	—	31	
健康診査	妊婦健康診査	1回目	—	53	53	—	55	52	—	54	54	—	31	29
		2～14回目	—	—	638	—	—	489	—	—	615	—	—	433
	妊産婦歯科健康診査	妊産婦	—	—	10	—	—	20	—	—	23	—	—	18
	3か月児健康診査	3～4か月児	6	51	50	6	48	47	6	58	54	6	50	49
	お誕生前健康診査	10～11か月児	—	55	43	—	65	52	—	50	38	—	58	54
	1歳6か月児健康診査	1歳6～7か月児	4	59	60	4	53	45	4	48	46	4	53	52
	2歳児歯科健診	2歳0～2か月児	4	85	78	4	53	45	4	48	46	4	53	52
	3歳児健康診査	3歳0～3か月児	4	71	75	4	71	70	4	56	53	4	47	49
	視聴覚検診	3歳0～3か月児	4	71	75	4	71	70	4	56	53	4	47	49
	健康相談	すくすく育児相談	乳幼児	11	—	142	12	—	241	12	—	227	12	—
おっぱい相談		産婦	11	—	21	11	—	18	12	—	15	11	—	9
健康教育	ママパピラス	妊婦とその家族	3	—	12	3	—	70	6	—	43	6	—	27
	ブックスタート事業	3～4か月児	6	51	50	6	48	47	6	58	54	6	50	49
	離乳食講習会	離乳期の乳児と保護者	5	—	16	5	—	20	5	—	24	5	—	24
	1歳児歯科指導教室	1歳0～3か月児	3	50	37	3	56	45	3	38	29	3	60	44
	親子ふれあい教室	要経過観察の幼児と保護者	16	—	69	16	—	59	18	—	81	18	—	101
	育児応援教室	要経過観察の幼児と保護者	20	—	72	20	—	43	20	—	23	20	—	80
	ママと子のためのセミナー	乳幼児と保護者	2	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	母と子のふれあい広場	幼児と保護者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	親と子のおやつづくり	幼児と保護者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訪問指導	未熟児訪問	低出生体重児	—	8	延8	—	5	延6	—	4	延6	—	4	延5
	新生児・乳児訪問 (H22～乳全訪)	新生児・乳児と産婦	—	—	延53	—	—	延41	—	—	延64	—	—	延45
	幼児訪問	転入児ほか	—	—	延17	—	—	延24	—	—	延12	—	—	延26
	養育支援家庭訪問事業	ハイリスク児と保護者	—	—	延48	—	—	延28	—	—	延30	—	—	延51
	幼稚園保育所等巡回相談	在園児他	11	—	40	11	—	67	12	—	51	12	—	11

資料：子育て健康課（各年4月1日現在）

② 延長保育事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）※	280	243	246	202	180
実施個所数（か所）	2	2	1	2	2

※ 各月実人数の合計値

資料：子育て健康課

③ 放課後児童健全育成事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数（人）	140	180	180	180	180
登録児童数（人）	115	92	106	112	134
クラブ数（か所）	2	2	2	2	2

資料：子育て健康課

④ 子育て短期支援事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	-	-	-	-	-
実施個所数（か所）	-	-	-	-	-

資料：子育て健康課

⑤ 地域子育て支援拠点事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人）	9,414	4,496	5,889	3,908	5,332
実施個所数（か所）	2	2	2	1	1

資料：子育て健康課

⑥ 幼稚園における一時預かり事業（町立幼稚園）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	2,091	2,207	3,380	4,129	3,945
実施個所数（か所）	2	2	2	2	2

資料：教育課

⑦ 保育所、ファミリー・サポート・センター事業等における一時預かり事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所における利用者数（人）※1	38	0	0	1	10
ファミリー・サポート松田における利用者数（人）※2	725	693	1,260	951	880

※1 各月実人数の合計値 ※2 延べ人数

資料：子育て健康課

⑧ 病児保育事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数（人）	34	27	36	36	41
延べ利用者数（人）	26	21	59	65	79
実施個所数（か所）	1	1	1	1	1

資料：子育て健康課

⑨ 利用者支援事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施個所数（か所）	1	1	1	1	1

資料：子育て健康課

3 子ども・子育てに関するニーズ調査の結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、「第3期松田町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育ての現状やニーズを把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

② 調査対象

就学前保護者：町内在住の就学前のこどもを持つ保護者

小学生保護者：町内在住の小学生のこどもを持つ保護者

③ 調査期間

令和6年7月29日～令和6年8月23日

④ 調査方法

郵送による配布・回収、webによる調査

⑤ 回収状況

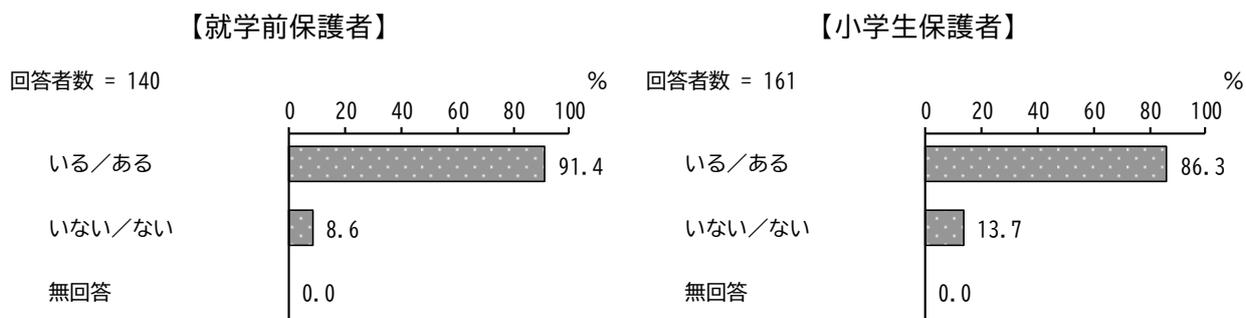
	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前保護者	340 通	140 通	41.2%
小学生保護者	388 通	161 通	41.5%

(2) こどもの育ちをめぐる環境について

① 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無

就学前保護者では、「いる／ある」の割合が91.4%、「いない／ない」の割合が8.6%となっています。

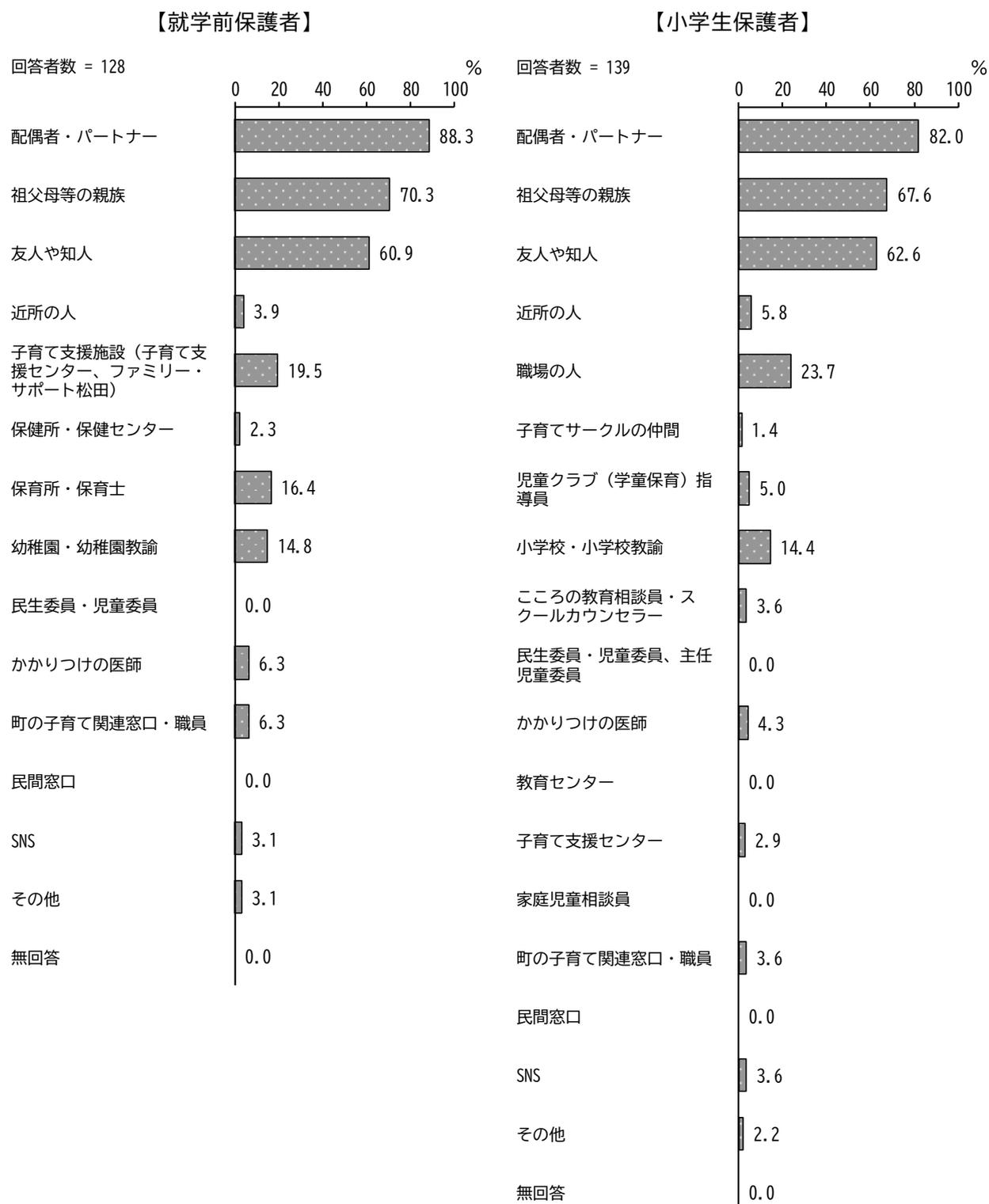
小学生保護者では、「いる／ある」の割合が86.3%、「いない／ない」の割合が13.7%となっています。



② 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先

就学前保護者では、「配偶者・パートナー」の割合が88.3%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が70.3%、「友人や知人」の割合が60.9%となっています。

小学生保護者では、「配偶者・パートナー」の割合が82.0%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が67.6%、「友人や知人」の割合が62.6%となっています。



(3) 保護者の就労状況について

① 母親の就労状況

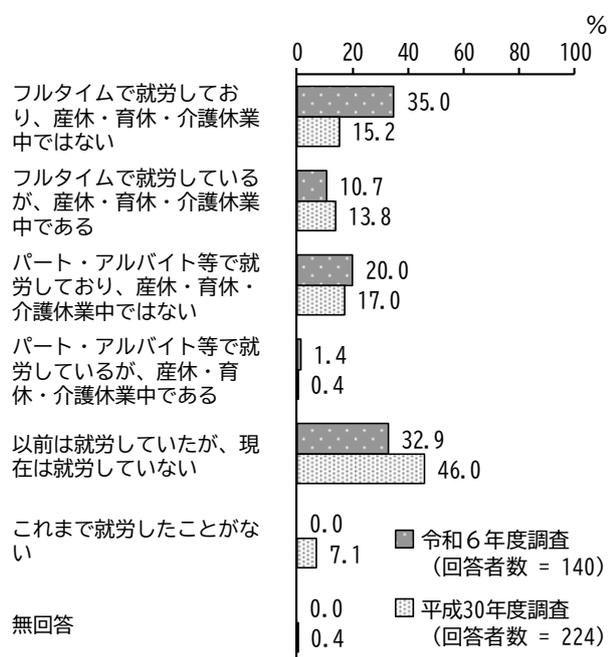
就学前保護者では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が35.0%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が32.9%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が20.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」、「これまで就労したことがない」の割合が減少しています。

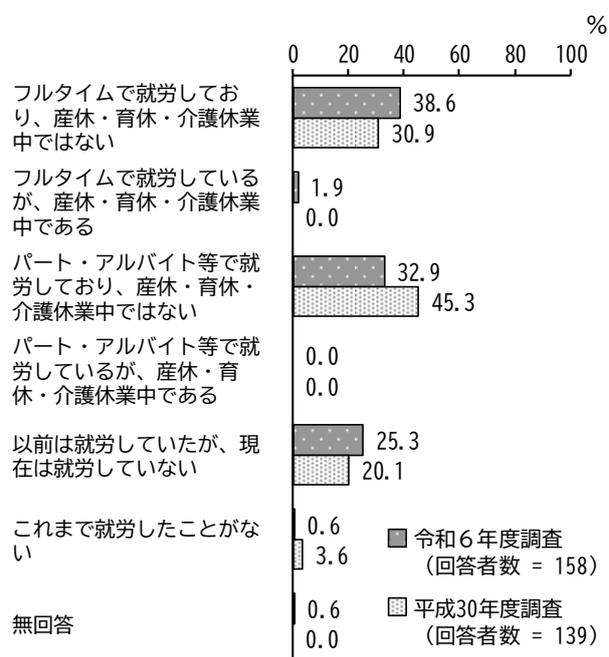
小学生保護者では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が38.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が25.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が減少しています。

【就学前保護者】



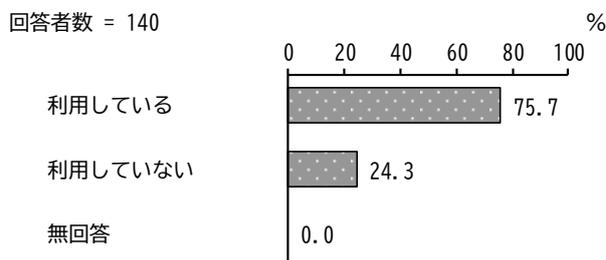
【小学生保護者】



(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について 【就学前保護者】

① 「定期的な教育・保育の事業」の利用有無

「利用している」の割合が75.7%、「利用していない」の割合が24.3%となっています。



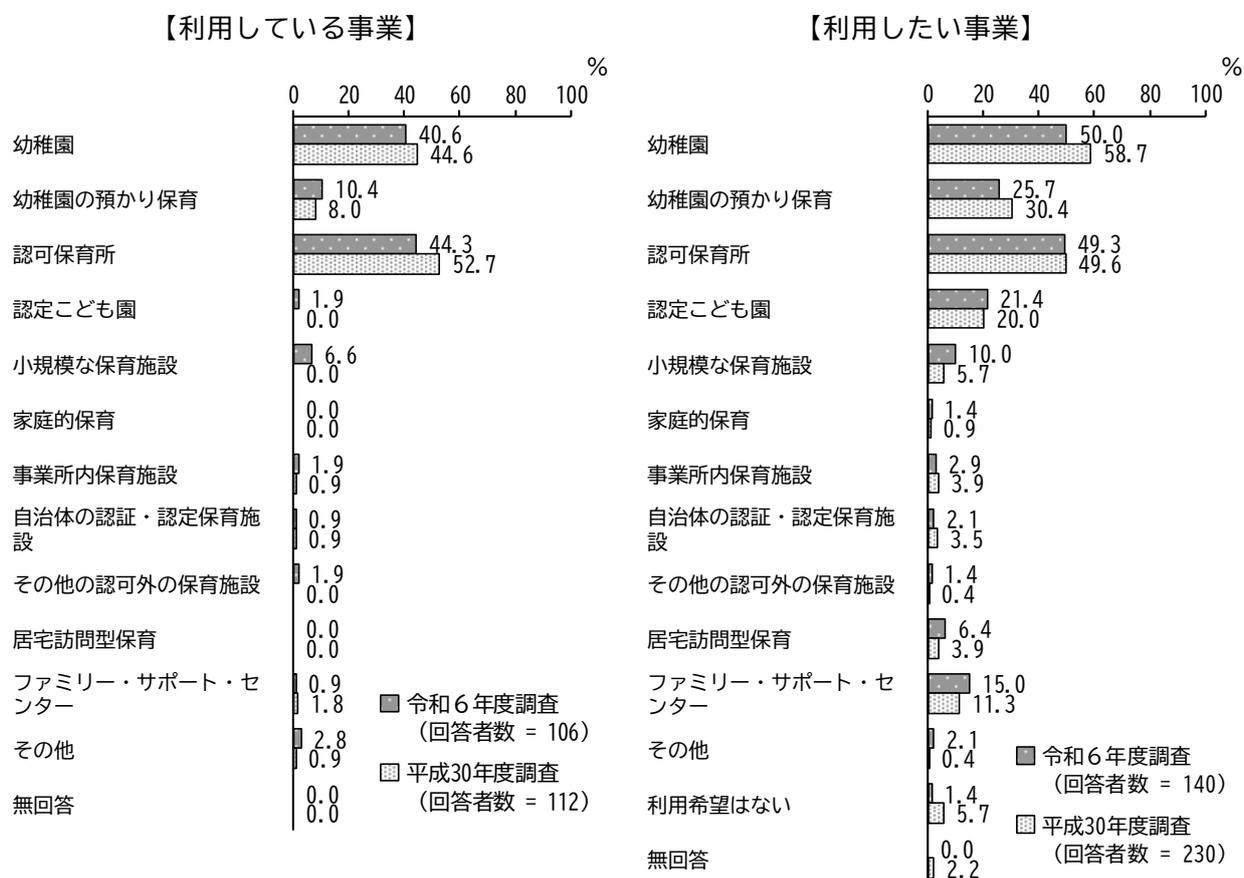
② 「定期的に」利用している事業・利用したい事業

利用している事業では、「認可保育所」の割合が44.3%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が40.6%、「幼稚園の預かり保育」の割合が10.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「小規模な保育施設」の割合が増加しています。一方、「認可保育所」の割合が減少しています。

利用したい事業では、「幼稚園」の割合が50.0%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が49.3%、「幼稚園の預かり保育」の割合が25.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園」の割合が減少しています。

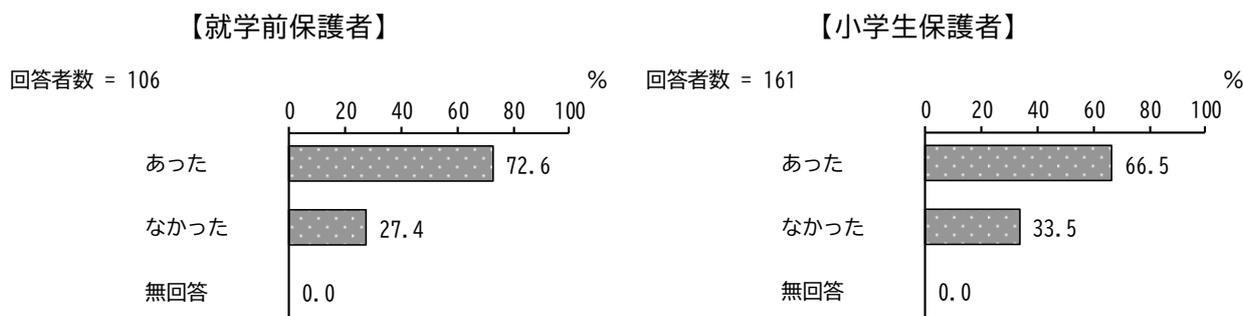


(5) 病気の際の対応について

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無

就学前保護者では、「あった」の割合が72.6%、「なかった」の割合が27.4%となっています。

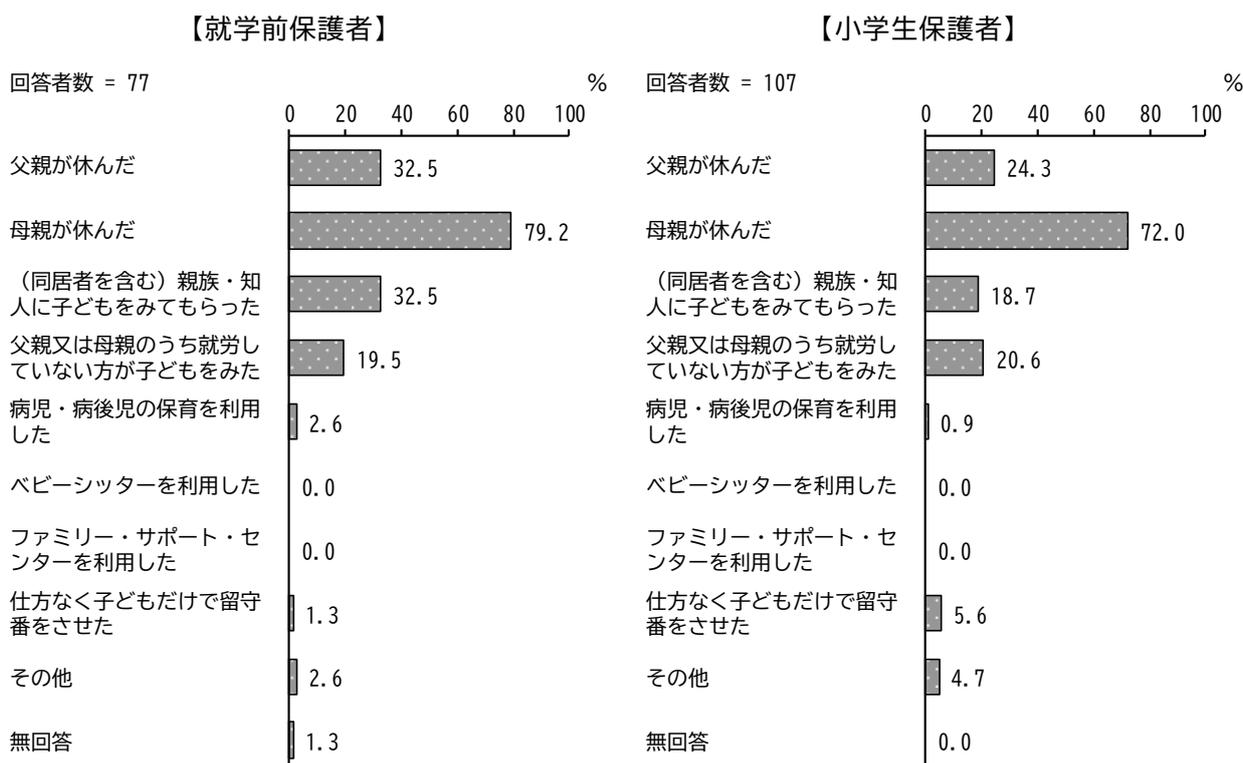
小学生保護者では、「あった」の割合が66.5%、「なかった」の割合が33.5%となっています。



② 1年間に行った対処方法

就学前保護者では、「母親が休んだ」の割合が79.2%と最も高く、次いで「父親が休んだ」、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が32.5%となっています。

小学生保護者では、「母親が休んだ」の割合が72.0%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が24.3%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が20.6%となっています。



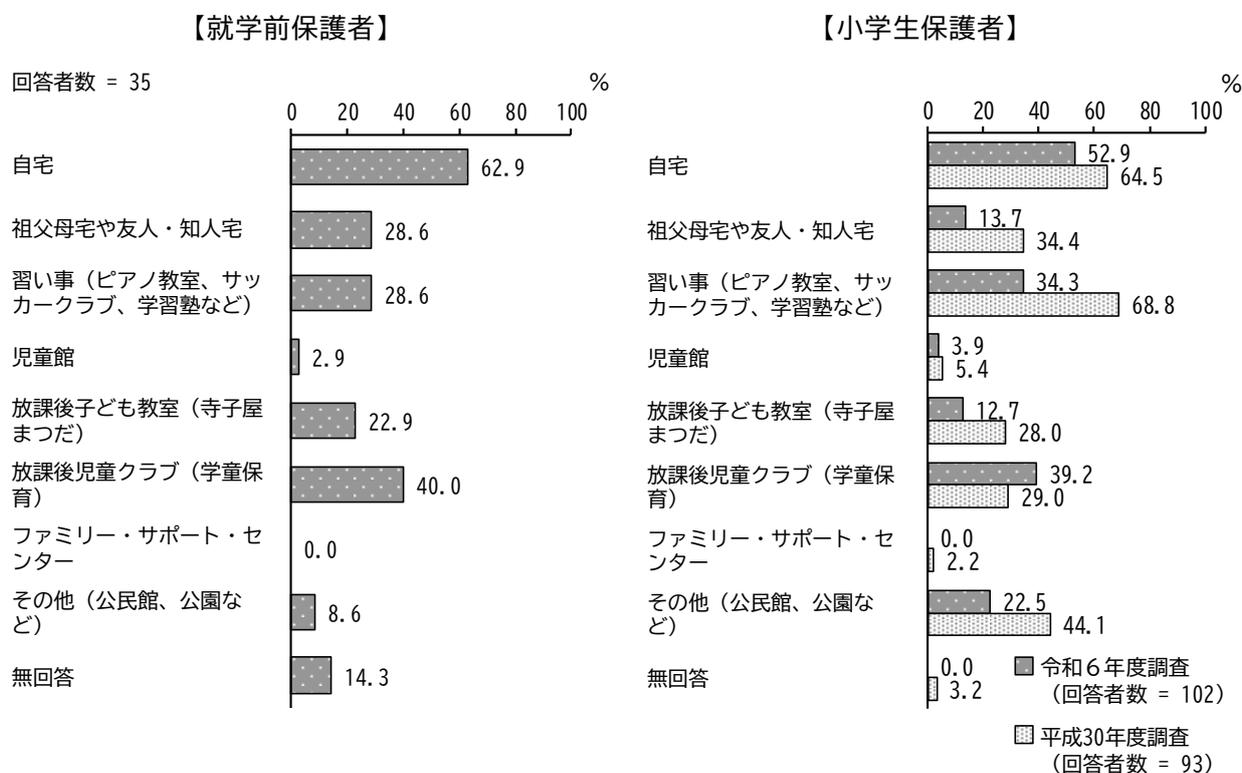
(6) 放課後の過ごし方について

① 小学校低学年（1～3年生）時に、放課後の時間を過ごさせたい場所

就学前保護者では、「自宅」の割合が62.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が40.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が28.6%となっています。

小学生保護者では、「自宅」の割合が52.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が39.2%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が34.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。一方、「自宅」、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「放課後子ども教室（寺子屋まつだ）」、「その他（公民館、公園など）」の割合が減少しています。

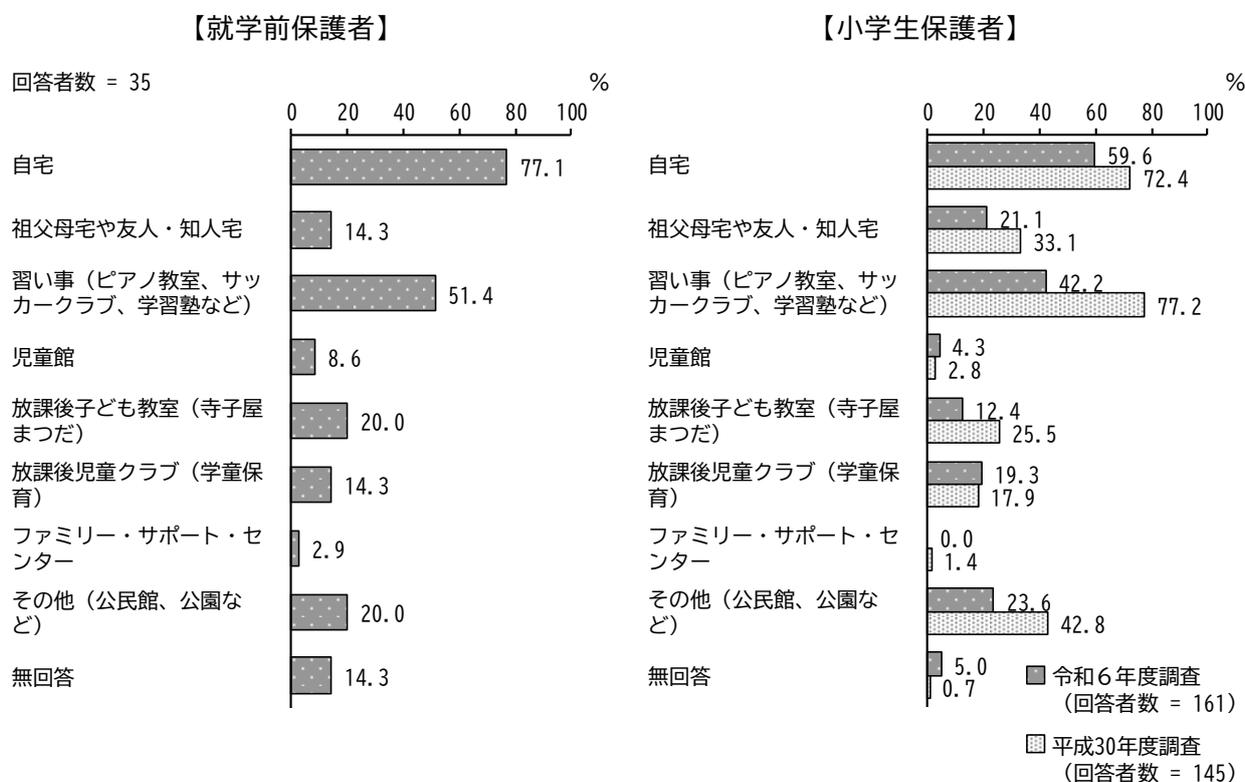


② 小学校高学年（4～6年生）時に、放課後の時間を過ごさせたい場所

就学前保護者では、「自宅」の割合が77.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が51.4%、「放課後子ども教室（寺子屋まつだ）」、「その他（公民館、公園など）」の割合が20.0%となっています。

小学生保護者では、「自宅」の割合が52.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が39.2%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が34.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。一方、「自宅」、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「放課後子ども教室（寺子屋まつだ）」、「その他（公民館、公園など）」の割合が減少しています。

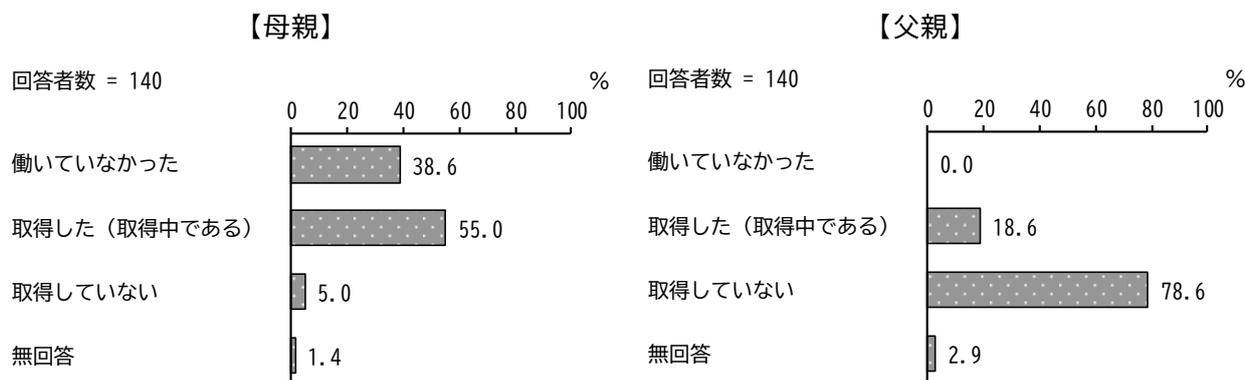


(7) 育児休暇や短時間勤務制度など子育てと職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況（就学前保護者）

母親では、「取得した（取得中である）」の割合が55.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が38.6%となっています。

父親では、「取得していない」の割合が78.6%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が18.6%となっています。



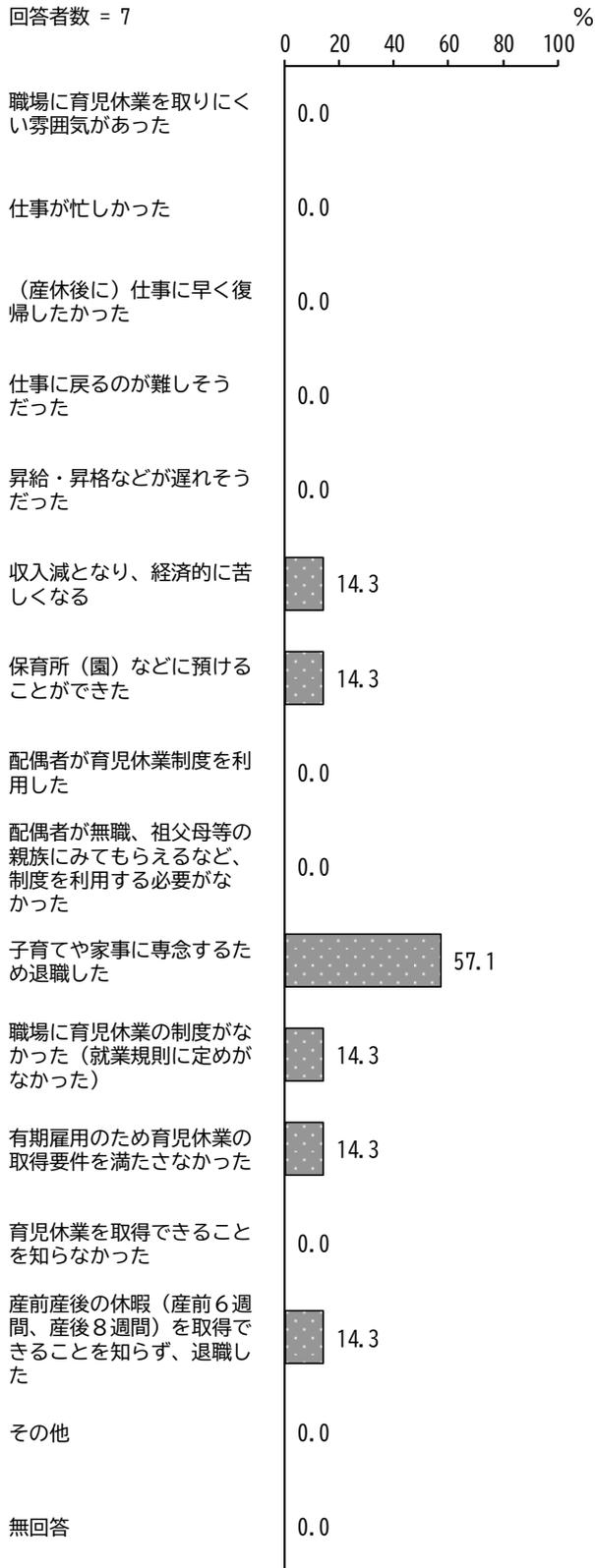
② 育児休業を取得していない理由（就学前保護者）

母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が4件、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「保育所（園）などに預けることができた」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」、「産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した」が1件となっています。

父親では、「仕事が忙しかった」の割合が40.0%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が38.2%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が24.5%となっています。

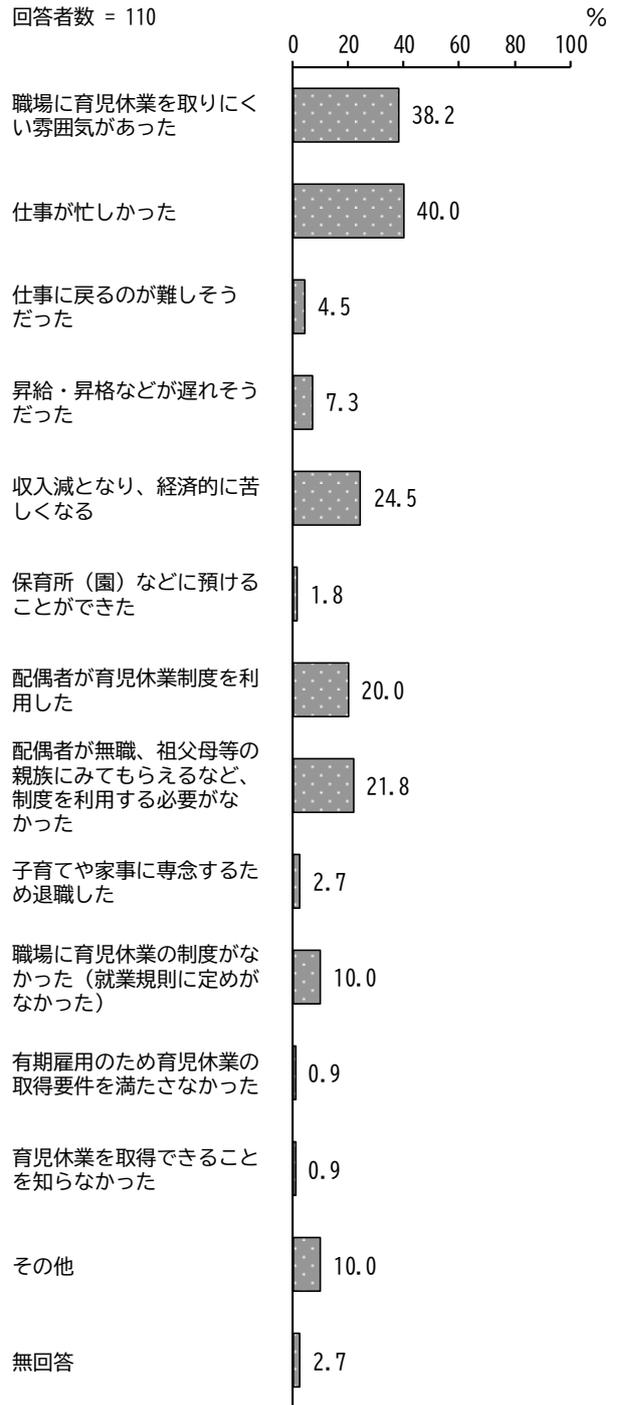
【母親】

回答者数 = 7



【父親】

回答者数 = 110

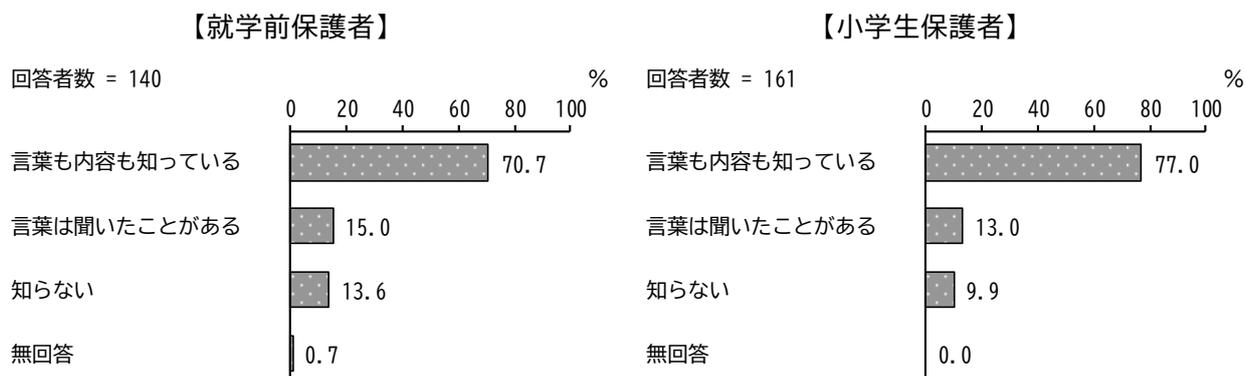


(8) 養育環境の整備について

① ヤングケアラーの認知度

就学前保護者では、「言葉も内容も知っている」の割合が70.7%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがある」の割合が15.0%、「知らない」の割合が13.6%となっています。

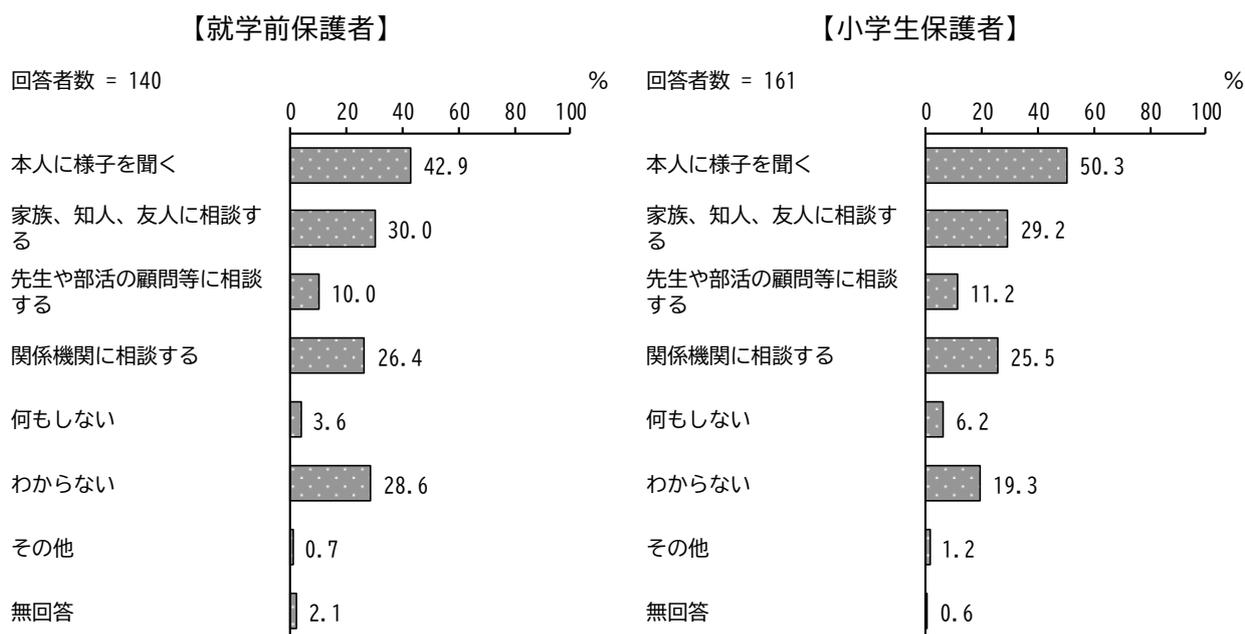
小学生保護者では、「言葉も内容も知っている」の割合が77.0%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがある」の割合が13.0%となっています。



② 周りにヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応

就学前保護者では、「本人に様子を聞く」の割合が42.9%と最も高く、次いで「家族、知人、友人に相談する」の割合が30.0%、「わからない」の割合が28.6%となっています。

小学生保護者では、「本人に様子を聞く」の割合が50.3%と最も高く、次いで「家族、知人、友人に相談する」の割合が29.2%、「関係機関に相談する」の割合が25.5%となっています。



(9) 子育て全般について

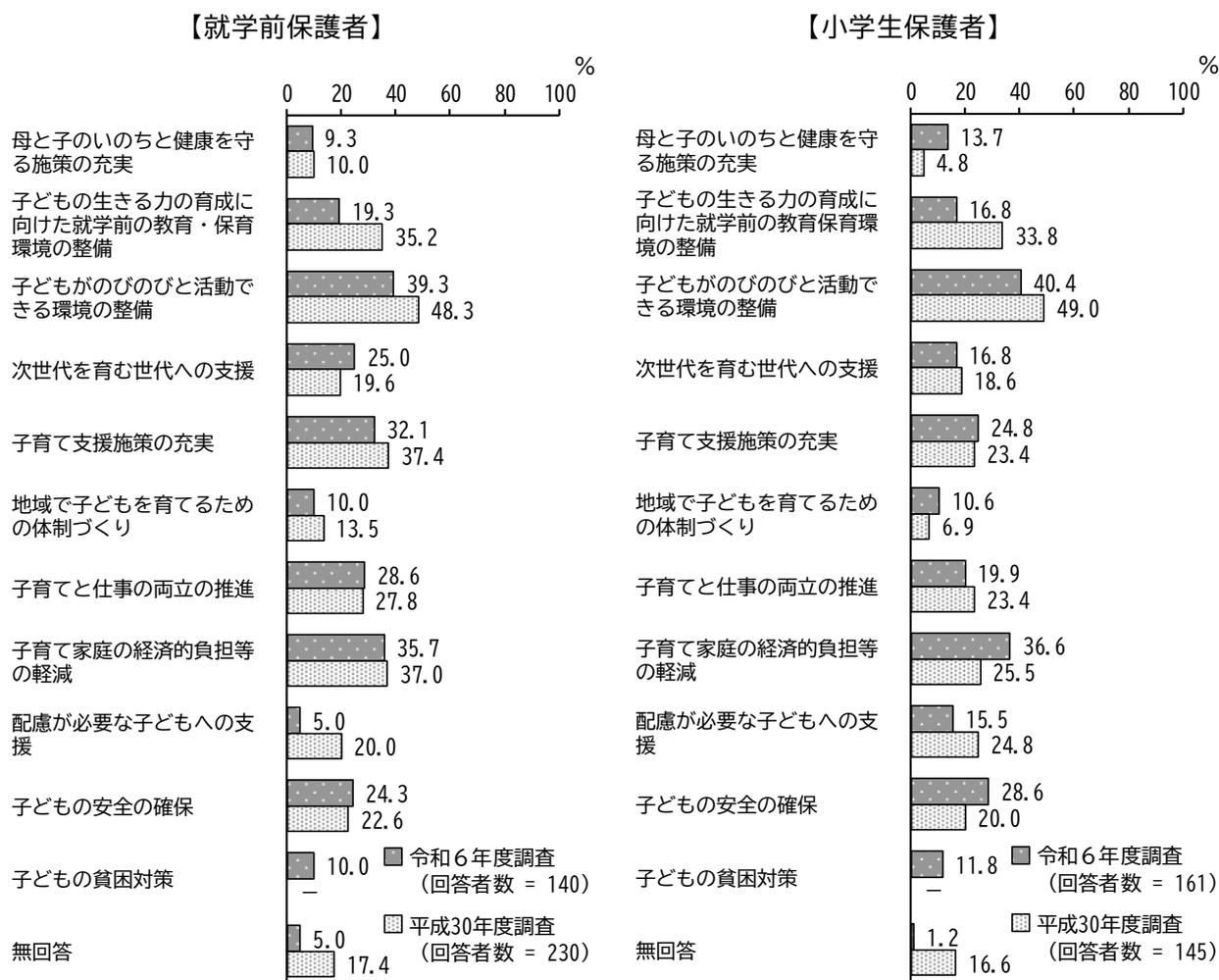
① 今後力を入れていくべき子育て支援の施策・事業

就学前保護者では、「子どもがのびのびと活動できる環境の整備」の割合が39.3%と最も高く、次いで「子育て家庭の経済的負担等の軽減」の割合が35.7%、「子育て支援施策の充実」の割合が32.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「次世代を育む世代への支援」の割合が増加しています。一方、「子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備」、「子どもがのびのびと活動できる環境の整備」、「子育て支援施策の充実」、「配慮が必要な子どもへの支援」の割合が減少しています。

小学生保護者では、「子どもがのびのびと活動できる環境の整備」の割合が40.4%と最も高く、次いで「子育て家庭の経済的負担等の軽減」の割合が36.6%、「子どもの安全の確保」の割合が28.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「母と子のいのちと健康を守る施策の充実」、「子育て家庭の経済的負担等の軽減」、「子どもの安全の確保」の割合が増加しています。一方、「子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備」、「子どもがのびのびと活動できる環境の整備」、「配慮が必要な子どもへの支援」の割合が減少しています。



※ 平成30年度調査には「子どもの貧困対策」の選択肢はありませんでした。

② 地域における子育ての環境や支援への満足度

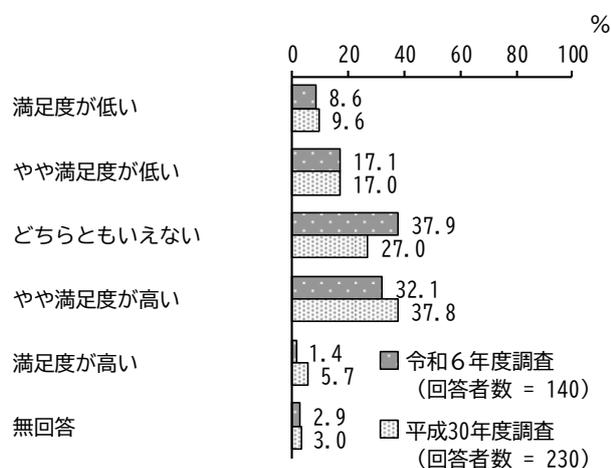
就学前保護者では、「満足度が低い」と「やや満足度が低い」をあわせた“満足度が低い”の割合が25.7%、「どちらともいえない」の割合が37.9%、「やや満足度が高い」と「満足度が高い」をあわせた“満足度が高い”の割合が33.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

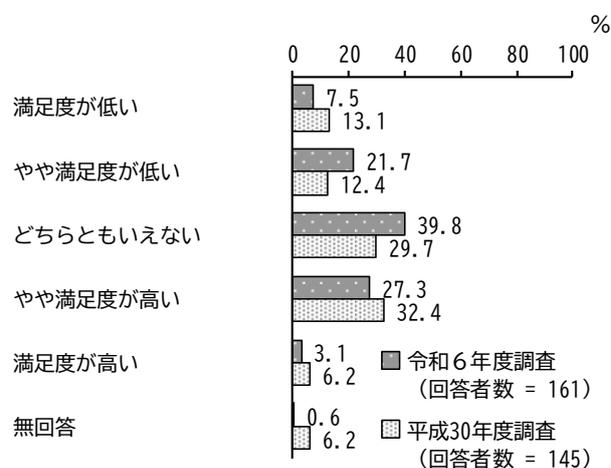
小学生保護者では、「満足度が低い」と「やや満足度が低い」をあわせた“満足度が低い”の割合が29.2%、「どちらともいえない」の割合が39.8%、「やや満足度が高い」と「満足度が高い」をあわせた“満足度が高い”の割合が30.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「どちらともいえない」の割合が増加しています。一方、“満足度が高い”の割合が減少しています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】



4 ヤングケアラーに関する実態調査の調査結果

(1) 調査の概要

① 調査対象

町内の小学校4年生～中学生

② 調査期間

令和6年11月5日～11月8日

③ 調査方法

学校を通じて調査票を配布・回収

④ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
合計	401通	383通 ※小中学生不明2通含む	95.5%

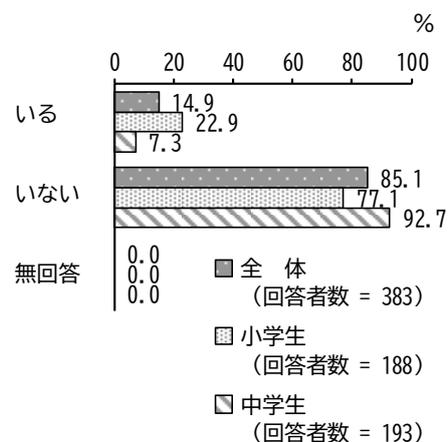
(2) 家庭や家族について

① 家族の中のお世話をしている人の有無

「いる」の割合が14.9%、「いない」の割合が85.1%となっています。

小学生では、「いる」の割合が22.9%、「いない」の割合が77.1%となっています。

中学生では、「いる」の割合が7.3%、「いない」の割合が92.7%となっています。



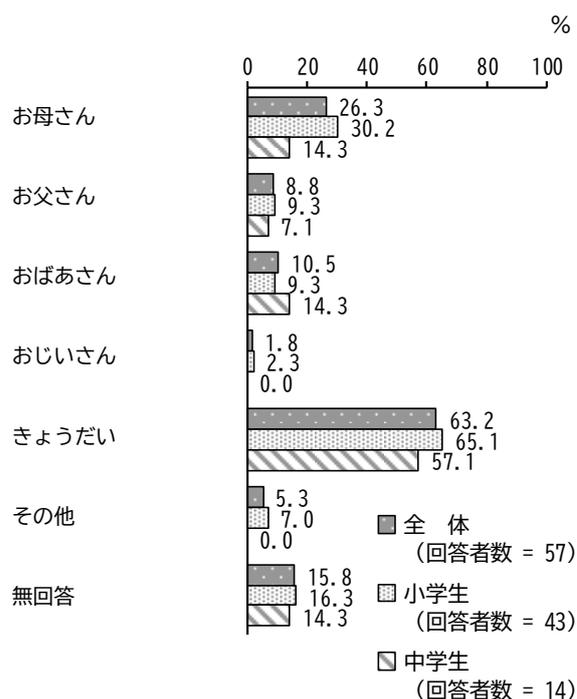
※全体回答は小中学生不明分を含むため、小学生と中学生の計とは一致しません。

② お世話をしている人

「きょうだい」の割合が63.2%と最も高く、次いで「お母さん」の割合が26.3%、「おばあさん」の割合が10.5%となっています。

小学生では、「きょうだい」の割合が65.1%と最も高く、次いで「お母さん」の割合が30.2%となっています。

中学生では、「きょうだい」の割合が57.1%と最も高く、次いで「お母さん」、「おばあさん」の割合が14.3%となっています。

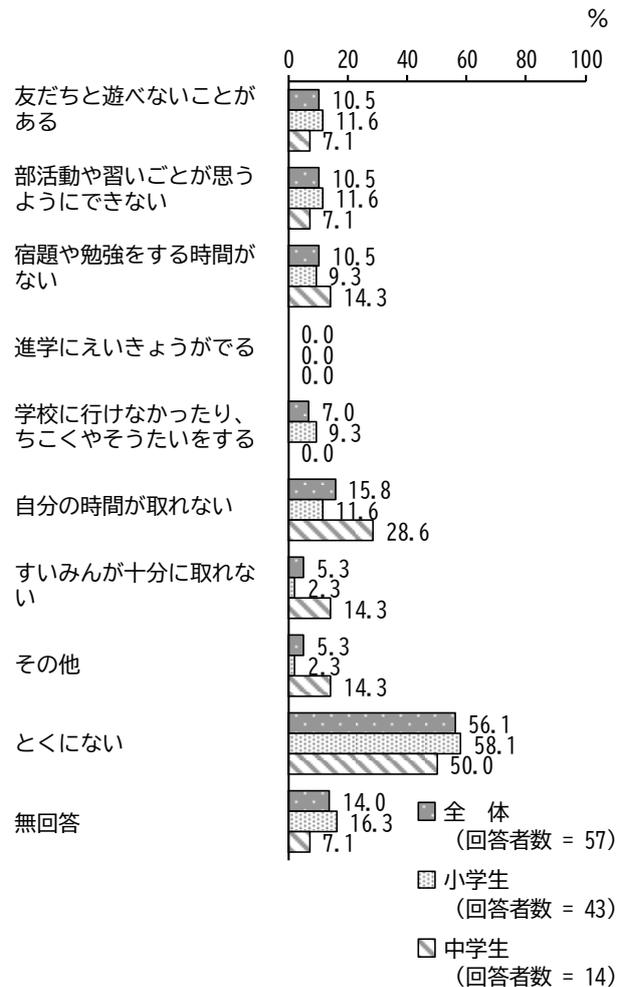


③ 家族のお世話をしていることで経験したこと

「とくにない」の割合が56.1%と最も高く、次いで「自分の時間が取れない」の割合が15.8%、「友だちと遊べないことがある」、「部活動や習いごとが思うようにできない」の割合が10.5%となっています。

小学生では、「とくにない」の割合が58.1%と最も高く、次いで「友だちと遊べないことがある」、「部活動や習いごとが思うようにできない」、「自分の時間が取れない」の割合が11.6%となっています。

中学生では、「とくにない」の割合が50.0%と最も高く、次いで「自分の時間が取れない」の割合が28.6%、「宿題や勉強をする時間がない」、「すいみんが十分に取れない」の割合が14.3%となっています。



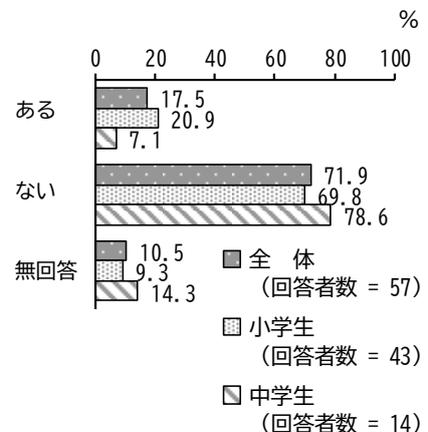
※全体回答は小中学生不明分を含むため、小学生と中学生の計とは一致しません。

④ お世話を必要としている家族のことや、お世話の悩みを相談したことの有無

「ある」の割合が17.5%、「ない」の割合が71.9%となっています。

小学生では、「ある」の割合が20.9%、「ない」の割合が69.8%となっています。

中学生では、「ある」の割合が7.1%、「ない」の割合が78.6%となっています。



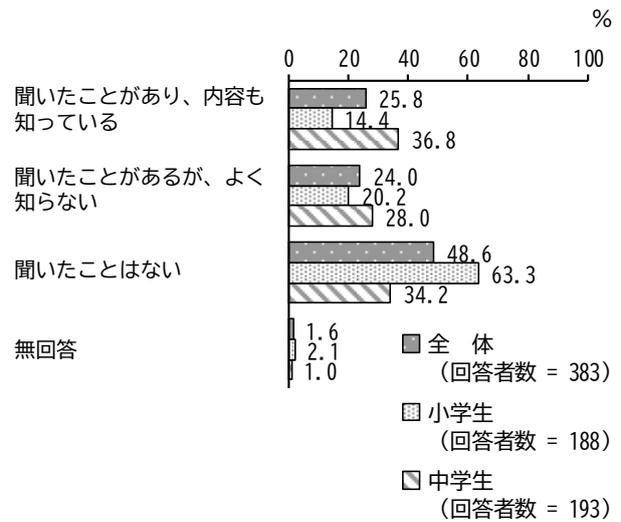
(3) ヤングケアラーについて

① 「ヤングケアラー」の認知度

「聞いたことはない」の割合が48.6%と最も高く、次いで「聞いたことがあり、内容も知っている」の割合が25.8%、「聞いたことがあるが、よく知らない」の割合が24.0%となっています。

小学生では、「聞いたことはない」の割合が63.3%と最も高く、次いで「聞いたことがあるが、よく知らない」の割合が20.2%、「聞いたことがあり、内容も知っている」の割合が14.4%となっています。

中学生では、「聞いたことがあり、内容も知っている」の割合が36.8%と最も高く、次いで「聞いたことはない」の割合が34.2%、「聞いたことがあるが、よく知らない」の割合が28.0%となっています。



※全体回答は小中学生不明分を含むため、小学生と中学生の計とは一致しません。

5 松田町のこども・子育てを取り巻く課題

第2期松田町子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに、松田町の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 母と子の命と健康を守る

ニーズ調査では、町のこれまでの取り組みで評価できるものについて、「母と子のいのちと健康を守る施策の充実」の割合が44.3%と最も高くなっており、町の施策に一定の評価が得られていることがうかがえます。

今後も、妊娠・出産から安心して子育てができるよう、周産期に求められる様々なニーズに対して、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取り組みを進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化とともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取り組みを進めることが必要です。

(2) 子どもの豊かな個性と生きる力を育む

ニーズ調査では、町が今後力を入れていくべき取り組みについて、就学前保護者、小学生保護者ともに「子どもがのびのびと活動できる環境の整備」の割合が最も高くなっています。

こどもの年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出することが必要です。

また、定期的な教育・保育の事業の利用について「利用している」が7割を超えており、利用している事業は、「認可保育所」、「幼稚園」が4割を超えています。

母親の就労状況をみると、フルタイムが増加傾向にあり、保育ニーズの増加が見込まれます。

今後も、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。

さらに、こどもの健全な育成を進めるため、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取り組みが必要です。

(3) 多様な子育て支援サービスを展開する

ニーズ調査では、「松田町子育て支援センター」を利用している割合は、約3割となっています。

町の子育て支援事業については、サービス利用の必要性のある保護者がサービスを必要とときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めることが必要です。

また、育児休業の取得について、母親は5割を超えていますが、父親では2割未満にとどまっています。父親が育児休業を取得していない理由として、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」があげられています。

育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

さらに、町が今後力を入れていくべき取り組みについて、就学前保護者、小学生保護者ともに「子育て家庭の経済的負担等の軽減」の割合が3割半ばと高くなっています。

今後も、次代を担うすべてのこどもの育ちを支える基礎的な支援として、経済的な支援の充実等、子育て家庭が安心して子育てができる支援が必要です。

(4) 子どもの権利と安全を守る

ニーズ調査では、「こどもの権利」について、約4割が「名前も内容も知っている」と回答しています。また、「こどもの権利」の中で特に大切だと思うことについて、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が81.4%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が76.4%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が75.0%となっています。

児童虐待の未然防止、早期発見・対応のため、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互で子どもを守る意識を醸成していくことが必要です。さらに、子どもに関わる関係機関等の連携体制の強化も必要です。

また、すべてのこどもが健やかに育つためにはこどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが求められています。そのためには、こどもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発が必要です。

小中学生を対象としたヤングケアラー実態調査では、小学生で22.9%、中学生で7.3%が家族の中にお世話をしている人がいると回答しており、本町においても、一定数のヤングケアラーと思われるこどもがいることがうかがえます。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であるため、本人や家族に自覚がないことが多いことから、ヤングケアラーを早期に発見するためのアウトリーチや、学校や医療機関、福祉事業者などによる、適切な支援を提供するための情報連携が必要です。

1 基本理念

松田町第6次総合計画において、まちの将来像として「いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷」を掲げ、町民の命を守り安心して暮らすことができ、町民一人ひとりの幸福につながるまちを目指しています。このまちの将来像の実現に向けて、教育の分野では、質の高い学びで次代の担い手と文化を育むまちを目指しています。

また、『こども大綱』では、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、第2期松田町子ども・子育て支援事業計画の理念や方向性等を引き継ぐとともに、『こども大綱』や松田町第6次総合計画の目指すまちづくりも踏まえ、「いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷～こどもの笑顔あふれる幸せのまち 松田～」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷
～こどもの笑顔あふれる幸せのまち 松田～

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

(1) こどもの成長を通じて切れ目なく支援する

こどもの権利を尊重し、ライフステージに応じて、結婚から結婚した後まで、こどもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・発達への支援に取り組みます。また、こどもの自主性・社会性の育成やこどもの放課後の居場所づくり、次代の親の育成など、こどもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

(2) すべてのこどもが幸せを感じることができるよう支援する

こどもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

また、こどもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、こどもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。

(3) 地域全体でこどもと子育て家庭を支える

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

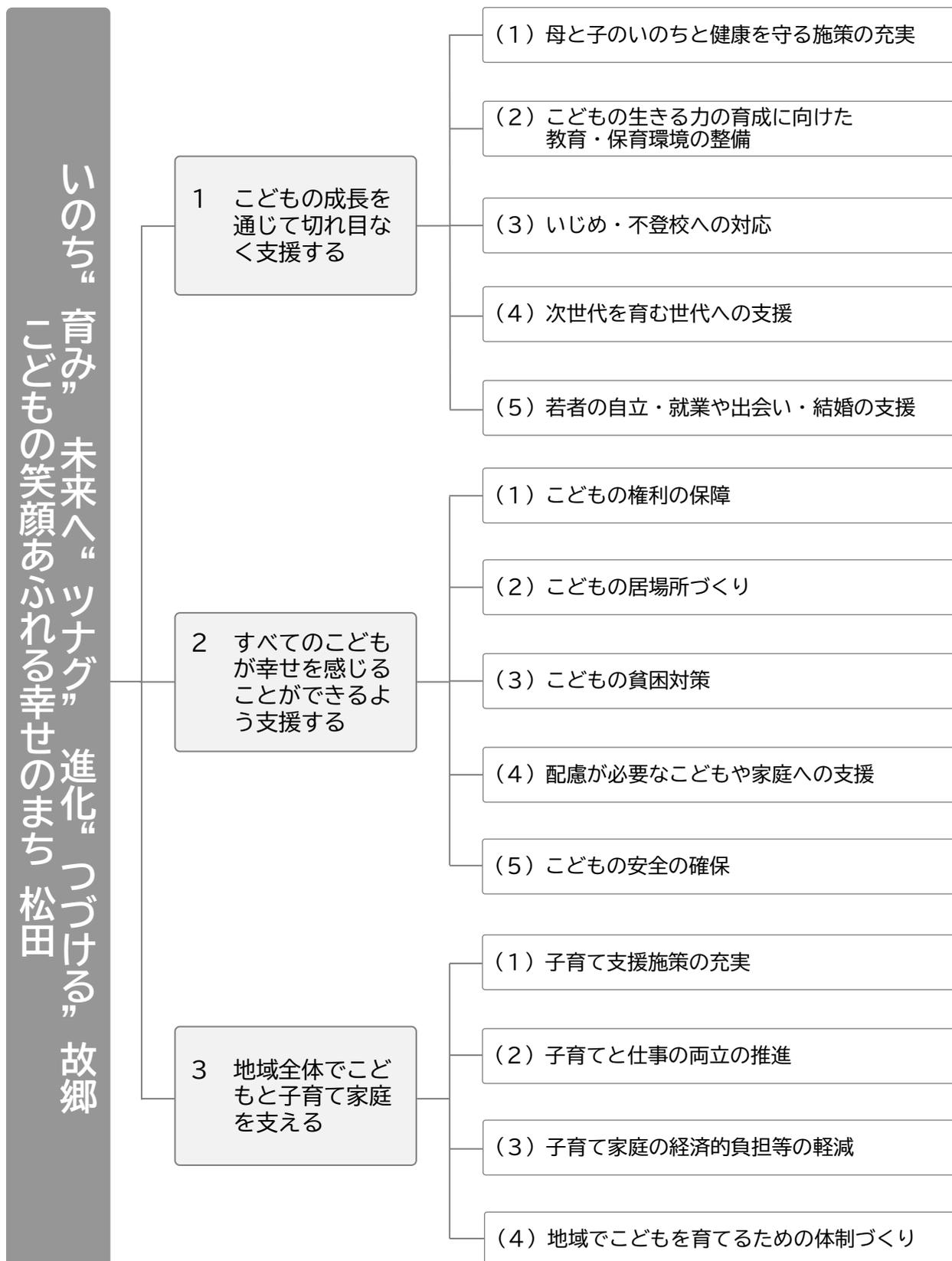
また、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、地域でこどもを育てるための体制づくりを推進します。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]



1 こどもの成長を通じて切れ目なく支援する

(1) 母と子のいのちと健康を守る施策の充実

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、母親やこどもが安心して相談できる環境を整備し、適切な育児情報を提供することで、育児不安の軽減を図ります。また、妊娠期から子育て期まで一貫した伴走型相談支援を充実させ、支援が必要な家庭を早期に把握し、妊産婦健康診査や訪問指導などの取り組みを通じて、関係機関と連携を強化しながら専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てできるよう努めます。

【 取り組み 】

事業名	内容	所管
母子健康手帳の交付	順調な妊娠経過と安全な出産の確保を図るため、保健師が原則全数面接しています。また、乳幼児の成育記録帳として妊娠早期に母子健康手帳の交付が受けられるよう啓発に努めています。今後とも、妊娠から出産までの不安軽減や異常を予防し、心身ともに健康な妊娠期間を過ごせるよう個別指導（家庭訪問、電話相談）の充実に努めます。	子育て健康課
妊産婦健康診査の実施	妊婦の健康管理を図り、妊婦乳幼児の死亡率低下、流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止など、妊娠に伴って起きる病気の早期発見に努めています。経済的負担の軽減のため、妊娠期間中 14 回の費用補助をしています。令和 3 年度より産婦健康診査の費用補助を開始しています。今後とも、健康診査の充実に努めます。	子育て健康課
妊産婦歯科健康診査の実施	妊産婦の口腔に関する疾病の予防や早期発見、また疾病予防等の意識を向上し健康管理を図る事を目的として、妊娠期に 1 回、産後 1 回、歯科健診の費用の助成を行っています。	子育て健康課
ママパクラスの開催	妊娠、出産に関する適切な情報提供と不安の解消を図ることを目的に、ママパクラスを開催しています。核家族化が進む中、友達づくりの促進、出産・育児の情報提供など、安心して産み育てることができるよう支援しており、今後とも教室の充実に努めます。	子育て健康課

事業名	内容	所管
こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握と助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなぎます。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	子育て健康課
訪問指導（妊産婦・新生児・乳児・低出生体重児・転入児）	母子保健法に基づき、妊産婦、新生児、低出生体重児等を対象に訪問指導を実施しています。今後とも、育児に不慣れな時期に安心して育てることができるよう支援に努めるとともに、虐待のハイリスク家庭等養育支援を必要とする家庭の早期発見に努めます。	子育て健康課
乳幼児健康診査の実施	乳幼児期各期において、健康診査及び保健指導を実施、育児支援と疾病または異常の早期発見を行うことにより、乳幼児の健康の確保と健全育成を図っています。3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査は集団で行い、お誕生日健康診査（10～11か月児）を医療機関に委託し個別健康診査方式で実施しています。令和7年度からは、1か月児健康診査の助成及び5歳児健康診査を集団で実施する予定です。今後とも、健康診査の充実に努めるとともに、虐待の早期発見にも努めます。	子育て健康課
乳幼児健康相談の実施	こども家庭センターでは、専任の母子保健コーディネーターが中心となり、いつでも相談できる体制を整えています。0歳～就学前までの乳幼児を対象に、月1回、育児に関する適切な情報の提供や、不安・心配事の軽減・解消を目的に「すくすく育児相談」や「おっばい相談」を実施しています。今後とも健康相談の充実に努めます。	子育て健康課
幼児教室	各種健康診査や相談事業をきっかけに親子で参加し、遊びを通して子の発達を促し、また母と子が気づき、成長していくことを目的に、「親子ふれあい教室」や「育児応援教室」を実施しています。今後とも、幼児教室の充実に努めます。	子育て健康課
予防接種の実施	子どもの疾病を未然に防ぐため、すべての子どもが必要な予防接種を受けられるよう、各予防接種の効果やリスクについて保護者への知識の啓発に努めています。各種予防接種は個別接種で実施しており、今後とも国の指針に基づき、予防接種の実施に努めます。	子育て健康課

事業名	内容	所管
歯科教室及び歯科健康診査の実施	<p>1歳児～3歳児を対象に、下記歯科指導教室、フッ素塗布、歯科健康診査を実施しており、今後とも、教室・健康診査等の充実に努めます。</p> <p>【歯科指導教室】 1歳児の保護者等を対象に、歯の大切さを認識し、子どものう歯予防に対して関心が高まるよう、歯みがきや適切な食習慣の必要性について啓発しています。</p> <p>【歯科健診】 1歳6か月児～3歳児を対象に、健康診査受診時に、う歯予防に対する関心の向上を目的に実施しています。</p> <p>【フッ素塗布】 3歳児を対象に、う歯予防を目的に、フッ素塗布を実施しています。</p>	子育て健康課
口腔の健康管理	<p>歯科健診や健康教育等を通じて、う歯予防等の口腔の健康管理に取り組んでおり、今後とも充実に努めます。</p>	子育て健康課
離乳食講習会	<p>離乳期の乳児を持つ母親等に調理実習を通して子どもの発達に合わせた食材の選び方や調理の方法等を指導し、適切な食習慣を身につける目的で隔月に実施しています。大人用の献立から工夫して離乳食を作ることができるようなメニューの提案等を行っています。今後とも、講習会の充実に努めます。</p>	子育て健康課
保育所給食の推進	<p>自園方式による完全給食の実施は、入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、という情緒的機能や食事を大切に考える考え方を教える等の教育的機能としての役割をもつ保育所給食の推進・充実に、今後とも努めます。</p>	子育て健康課
食育の推進	<p>食育の推進や「地産地消」を意識した学校給食を進めるために、学校給食研究会を開催し、学校栄養士間で情報共有を行います。</p>	教育課
食育ボランティア活動	<p>健康づくりの柱である食生活について地域住民自ら推進していくため「食育ボランティアはるみ」が組織されています。1歳児歯科指導教室及び3歳児健康診査時におけるおすすめおやつを試食及びレシピ集の配布など、食育の視点を生かし活動しています。また、食育ボランティアの養成は、足柄上地区合同で養成講座を開催し輪を広げていくよう努めています。今後とも、食育ボランティア活動の充実に努めます。</p>	子育て健康課
食育推進計画の推進	<p>食育基本法が制定されたことを受け、平成25年3月に松田町健康増進計画・食育推進計画を策定し、平成31年3月に計画の見直しをしました。また、令和6年度に健康増進計画・食育推進計画（第2期）を策定しました。今後、関係機関と連携の下、計画を推進していきます。</p>	子育て健康課
食に関する学習機会の推進	<p>1歳児歯科指導教室で手づくりおやつレシピを配付し、塩分、糖分、脂肪分の減少を意識してもらえるような機会を作っています。</p>	子育て健康課

事業名	内容	所管
休日、夜間医療体制の整備	すでに行われている休日急患診療や年末年始の歯科診療など、医師会・歯科医師会と連携を図り、体制の整備に努めます。	子育て健康課
二次救急医療体制の整備	2市8町で広域二次病院群輪番制をとって対応しており、今後とも医療体制の整備に努めます。	子育て健康課
かかりつけ医の推進	訪問事業や相談事業等を通して身近に子どもの成長・発育について相談できる医師を持つことで、安心して育児ができるよう普及啓発及び関係機関との連携を図り、医療体制づくりに努めます。	子育て健康課
小児インフルエンザ任意予防接種費用助成事業	子どものインフルエンザの発症及び重症化の予防のため、インフルエンザ任意予防接種に係る費用の一部を助成します。1回1,000円 生後6か月～小学生2回 中学生1回実施。	子育て健康課

(2) こどもの生きる力の育成に向けた教育・保育環境の整備

すべてのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、こども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。

また、児童生徒への学校教育の充実や、体験や遊びを通じた学びの機会や場づくりを進めていきます。

さらに、コミュニティ・スクール制度を導入し、「地域とともにある学校づくり」への転換を図り、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。

【 取り組み 】

事業名	内容	所管
英語教育の充実	世界の人々と心を開いて交流できる人間を育てるため、幼稚園、小・中学校へALT等を配置するとともに、申請に応じて町内保育所に派遣することにより、英語指導の強化とネイティブな英語への慣れ親しみによる苦手意識の解消に取り組みます。 また、小・中学生を対象に、英語検定料を補助し、受検機会の増加を目指します。受験者、合格者が増加することにより、英語学習意欲の向上へ繋がります。	教育課
時代に対応した教育の推進	教育効果を高めるために、目指す教育目標や子ども像を共有し、「学び」や「育ち」をつなぐ保育園、幼稚園、小・中学校の一貫性を踏まえた教育を推進していきます。	教育課
情報教育の充実	I C T機器の活用にあたっては指導者(教員)の育成を進めるとともに、I C T機器を積極的に活用できる学習活動や情報モラルが身につく教育に取り組みます。 また、I C T機器を利用し、松田地区と寄地区の交流をはじめ、町外や国外などとの交流を円滑に行えるよう、教育環境を整備していきます。	教育課
町立幼稚園、小学校の適正規模、配置のあり方	寄地区の幼稚園・学校教育についての検討委員会において令和4年度末までにまとめられた提言書をもとに、今後は、町立幼稚園、小学校の適正規模、配置のあり方について、社会情勢の変化や保護者のニーズを的確に捉え、必要に応じて検討していきます。	教育課

事業名	内容	所管
コミュニティ・スクールの導入	コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。	教育課
特別支援教育の充実	障がいのある児童生徒の介助や、通常学級でも学習支援を要する児童生徒、日本語が話せない外国につながる子などに対して、学習機会が均等に与えられるよう学習支援員や介助員を配置します。	教育課
教職員の資質の向上	授業研修会を開催し、指導法の改善に努めています。また、今後とも各種研修会にも積極的に参加し、教職員の意識改革と資質の向上に努めます。	教育課
地域の特色を生かした教育の推進	小・中学校における総合的な学習の時間を活用し、大名行列等の民俗芸能や歴史、やどりき水源林や虫沢古道の自然等についての理解を深め、次代に継承していくための人材を育てます。また、町の豊かな自然環境を次代に継承していくため、学校教育において、SDGsの取り組みを学び、持続可能な社会づくりに貢献する人材を育成する環境教育の推進に取り組みます。	教育課
教科用指導書・教材・備品購入事業	学習指導要領の実施に向けて必要な教材や備品を整備します。	教育課
子どもの読書活動の推進	読書をとおして語彙や知識を広げ、読解力を育むとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造性や人間力を豊かにできるように、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、今後とも、子どもの読書活動推進計画さらには総括的な施策に取り組みます。	教育課
健診時ブックスタートの提供	3～4か月児健康診査時に、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくりと心が触れ合う時間をもつきっかけを作るため、絵本を2冊配付しています。今後とも、健診時ブックスタートの内容の充実に努めます。	子育て健康課
スポーツ活動に関する支援	様々なスポーツ活動に接する機会の提供を図り、運動を楽しめる教育・指導の充実に努めています。また、スポーツ基本法に基づく総合型地域スポーツクラブの活用により子どもたちに対して様々な運動を行う機会の提供に努めます。さらに、県代表等、優秀な成果を修めた青少年の保護者に対し「未来のトップランナー育成応援事業助成金」を交付し、意識の高揚を図ります。	教育課
通常保育事業	多様化する生活実態に伴う利用者ニーズを踏まえ、保育施設の整備やサービスの充実及び待機児童対策として、町立幼稚園の認定こども園化も視野に入れて検討に努めます。	子育て健康課・教育課

事業名	内容	所管
延長保育事業	松田さくら保育園、サンライズキッズなのはな保育園で延長保育が可能です。ニーズに応じた延長保育体制の充実に努めます。	子育て健康課
障がい児保育事業	保育所の集団生活が可能な、心身の発達に不安のある児童を保育する障がい児保育を実施しています。今後とも、関係機関と適正に情報共有し、巡回相談等を通して子どもの育ちを支援します。	子育て健康課
休日保育事業	子育て中の保護者の中には、サービス業等で、日曜日に就労している人がいますが、本町では、休日保育の実施はありません。今後はニーズ量を把握しながら検討していきます。	子育て健康課
特定保育事業	保護者の就労状態により「週2、3日の利用」または「午前ないし午後だけの利用」が可能な保育事業です。今後についてはニーズ量を把握しながら検討していきます。	子育て健康課
乳児保育の促進	出産後、乳児保育を開設している保育所があれば安心して働くことができるという保護者のニーズに応え、松田さくら保育園やサンライズキッズなのはな保育園では産休明けからの乳児の保育を実施しています。今後も乳児保育の促進に努めます。	子育て健康課

(3) いじめ・不登校への対応

いじめ防止に向けて、こどもの人権を守るという観点を基本とし、未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・学校・地域及び関係機関との連携を図りながら、いじめや不登校への適切な支援を行います。

【 取り組み 】

事業名	内容	所管
安全・安心な学校づくり	子どもたちが安全・安心して過ごせるように、悩みや不安を受け止め相談できる体制を強化・充実します。 また、保護者、学校、教育支援センター、スクールカウンセラー等と連携し、今後も個に応じた支援に努めます。 いじめ防止を目的に小・中学校で定期的実施している生活アンケートを引き続き実施していきます。	教育課

(4) 次世代を育む世代への支援

こどもの非行や犯罪を防止するため、関係機関と連携しながら、地域における見守り活動や意識啓発を引き続き実施します。また、多様な活動や学習、遊びの機会を提供します。

【 取り組み 】

事業名	内容	所管
人権教育	人間尊重の精神を基盤とし、一人ひとりがあらゆる差別、いじめ等を許さない人間に育つよう、全教育活動の中で人権教育を推進していきけるような教育環境を築いていきます。	教育課
少年スポーツの健全な育成、団体への支援	少子化が進み、少年スポーツ団体の登録者数も減少傾向にある中、子どもたちの心身の健全な育成を図るため、気軽にスポーツを楽しめるような機会を提供します。また、少年スポーツ団体への支援として団員募集の広報をはじめ、スポーツ保険料の補助、活動補助（スーパーキッズ育成団体助成金）及び活動場所の環境等の充実を図っています。	教育課
スポーツ協会活動の充実	本町におけるスポーツの振興をとおして、町民の体力づくりの向上と健康の増進を図り、スポーツマンシップの涵養・スポーツをとおしてのコミュニティづくりを推進するため、スポーツ協会活動の支援・連携の充実に努めており、今後も支援・連携の充実に努めます。	教育課
文化伝承教室（文化伝統の継承）	地域に残る伝統芸能、特に町の無形文化財である大名行列や寄祭囃子などの民俗芸能を小学生・中学生等に伝承し、次代を担う子どもたちの交流や郷土文化への理解と伝承を進めます。	教育課
青少年団体活動の支援	団体活動に対し町有施設の優先的使用、活動助成等を行っています。	教育課
図書館活動の推進	図書館の充実と図書館活動の推進に向け、次のような取り組みを行っています。 ・幼児へのおはなし会（月3回20名） ・特別おはなし（年2回80名）	教育課
青少年指導者講習会の開催	青少年指導員に対し、町民大学の一事業として人権関係の講演会を開催しています。	教育課
生涯学習センター活動の推進	生涯学習センターにおいて、様々な学習や遊び、交流を目的に、次のような活動を促進します。 ・施設の利用 ・活動事業の推進 ・文化活動事業 芸術芸能鑑賞会、展示会、講演会などの開催 ・研修会、講座等の開催 今後とも児童の健全育成を推進する事業展開を図ります。	教育課

事業名	内容	所管
ジュニアリーダースクールの開催	小学校高学年を対象としたジュニアリーダースクール（スーパーキッズクラブ）において、年間を通じての活動（民俗芸能伝承教室、ニューススポーツ体験及び食事づくりなど）をとおして、異年齢の交流や集団生活を行うことにより、自立心と仲間との協調性を養うことができ、また、地域の大人や参加者同士の交流が図られています。	教育課
官学連携事業	教育機関（高校・大学）と連携し、実践的教育を推進することで、キャリア形成の一助とします。	定住少子化担当室

（５）若者の自立・就業や出会い・結婚の支援

若者が主体的に結婚し、子どもを産み育てることを望んだ場合、その希望がかなえられるよう、経済的な支援のほか、ライフデザイン・出会い・結婚に関する情報発信を充実させるとともに、出会いの場を提供する取り組みを推進します。

【 取り組み 】

事業名	内容	所管
結婚新生活支援事業	これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用の一部の支援を行います。	定住少子化担当室

2 すべてのこどもが幸せを感じることができるよう支援する

(1) こどもの権利の保障

すべてのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、保護者、教職員、幼児教育や保育、青少年教育に携わる者など、こどもや若者の健やかな育ちや子育ての支援に携わるおとなに対しても、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について広く情報を発信します。

【 取り組み 】

事業名	内容	所管
人権の尊重・インクルーシブ教育の推進	あらゆる差別、いじめ、体罰等を許さない教育環境を築いていきます。 また、障がいのある子どももない子どもも、できるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざし、「共生社会」の実現に向けた教育環境を構築していきます。	教育課

(2) こどもの居場所づくり

こどもの放課後の居場所について、関係機関と連携してこどもが安全・安心に過ごせる体制を整備するとともに、保育サークル活動への支援の充実を図ります。

【 取り組み 】

事業名	内容	所管
児童・生徒のための放課後の居場所づくり	体制整備に向けて、子育て健康課と教育委員会との連携を強めるとともに、ボランティアや自治会等の活動と連携できるような取り組みを推進します。	教育課
放課後児童健全育成事業（学童保育）	本町では、現在2か所の学童保育室を設置しています。就労により保育所入所児童数が増加傾向にあることから、学童保育へのニーズは高まっており、特に低・中学年の利用希望者が多く、また、長期休暇の利用希望者も増加傾向にあります。今後は、関係機関と連携を取り、保育環境の整備や保育内容の充実を図っていきます。	子育て健康課
保育サークル活動への支援	保護者が行事等に参加する際の一時的な保育を目的に、情報提供など保育サークル活動への支援を実施しており、今後とも支援の充実に努めます。	教育課

(3) こどもの貧困対策

こどもの貧困と次世代への連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を各家庭だけの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

そこで、すべてのこどもが夢や希望を持って生きられるよう、教育の支援、生活の安定のための支援など、様々な観点から、関係機関の連携のもと、こどもの貧困対策に取り組めます。

【 取り組み 】

事業名	内容	所管
就園料補助	児童扶養手当受給者や前年度分町民税非課税世帯、生活保護世帯等に対し、幼稚園または保育所の就園料の一部を補助します。	子育て健康課
育英奨学制度	経済的な理由によって就学が困難となる児童・生徒に対し、町独自施策である育英奨学資金貸付、福田奨学金などによる就学の援助を行うことにより、教育の機会均等を図ります。	教育課
就学援助制度	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費と学校へ納める費用の一部を援助します。	教育課
児童扶養手当の申請受付	離婚などのため、ひとり親により児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉増進を図ることを目的として県が手当を支給しています（所得制限があります）。今後とも、国、県の指針に基づき、広報や窓口で案内を確実にし、申請受付をし、適正な受給管理に努めます。	子育て健康課
子ども会食会	配慮が必要な子どもたちに、春休み及び夏休みの長期休暇を活用し、安価で栄養のある食事や居場所を提供し、子どもたちの健やかに豊かで充実した生活と地域との関係づくりを行います。	社会福祉協議会

(4) 配慮が必要な子どもや家庭への支援

配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。虐待の発生予防や地域における相談体制の整備、療育体制の充実などの事業を通じて、子どもたちが安全で充実した生活を送れるよう努めます。

障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行います。

【 取り組み 】

事業名	内容	所管
相談体制の整備	児童虐待の未然防止のための相談体制の確立、また被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携した早期の対応に努めます。	子育て健康課
特別支援教育の充実 (再掲)	障がいのある児童生徒の介助や、通常学級でも学習支援を要する児童生徒、日本語が話せない外国につながる子どもなどに対して、学習機会が均等に与えられるよう学習支援員や介助員を配置します。	教育課
要保護児童対策地域協議会	多くの関係機関の役割分担や連携に関する調整を密にし、支援が適切に実施されるよう、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。各関係機関の管理者レベルの代表者会議をはじめ、実務者会議・ケース検討会議を開き、問題の共有化・問題の原因追求、支援の方向性などを検討し、支援体制を充実させていきます。	子育て健康課
こども家庭センターの運営	令和7年度よりこども家庭センターを開設し、これまで以上に児童福祉と母子保健の連携強化をはかります。	子育て健康課
虐待の発生予防	子育て支援センターや教育委員会、民生委員児童委員、県児童相談所等と連携して虐待の早期発見・早期対応に努めています。また、こどもの人権の啓発を図るとともに、児童相談員や保健師による育児不安等に対応する相談体制、育児支援、家庭訪問事業を積極的に展開します。	子育て健康課
療育体制の充実	障がいを早期に発見して療育を進めるために、乳幼児健診及び訪問指導など母子保健の充実、保健師など専門職員による療育相談、親子教室などの指導の充実を図ります。また、児童相談所や保健福祉事務所、障害児通所支援事業所、教育等関係機関との連携の強化を図り、障がいのある人が身近な地域で、いつでも相談が受けられ、自立できる体制の整備強化に努めます。	福祉課 子育て健康課

事業名	内容	所管
養育支援家庭訪問事業	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭等に対し、保健師や助産師が訪問し指導、助言をする事により、養育上の問題の解決や軽減を図ります。	子育て健康課
障害児居宅支援事業の推進	障害者総合支援法に基づくサービス（居宅介護、行動援護、短期入所等）および児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）など、障がい児が身近な地域において適切な支援を受けられるよう体制を整備するとともに、地域生活の支援を充実するために保健・医療・福祉関係等による連携を図ります。	福祉課
特別児童扶養手当の申請受付	政令で定める重度若しくは中度の障がいの状態にある20歳未満の児童を監護又は養育している方を対象に、特別児童扶養手当の申請を受付しています。今後とも、国の指針に基づく特別児童扶養手当により支援していきます。	子育て健康課
特別支援学級児童・生徒就学奨励費	町内小・中学校の特別支援学級へ進学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学に必要な経費の一部を支給します。	教育課
身体障害児補装具給付事業の実施	身体に障がいのある児童に対し、日常生活動作を支援するため、補装具費の一部を助成することにより、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長します。今後とも、国、県の指針に基づくとともに、身体障がい児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付に努めます。	福祉課
重度障害児日常生活用具給付事業の実施	在宅の重度障がい児に対し自立生活支援用具等の日常生活用具費の一部を助成することにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。この事業は地域生活支援事業（市町村事業）に位置づけられているため、重度障がい児の状況を踏まえるなど、地域の実情に応じて、必要な日常生活用具の給付に努めます。	福祉課
子ども会食会（再掲）	配慮が必要な子どもたちに、春休み及び夏休みの長期休暇を活用し、安価で栄養のある食事や居場所を提供し、子どもたちの健やかに豊かで充実した生活と地域との関係づくりを行います。	社会福祉協議会
幼稚園・保育園巡回相談	子どもの健やかな成長を支援するため、町内の幼稚園、保育所に心理士、保健師等が訪問し、子どもの状況を把握し、地域で安定した生活環境の調整を図ります。	子育て健康課

(5) こどもの安全の確保

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。警察、行政、保育所、幼稚園、学校、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。

また、すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に立って、公共施設や歩道等のバリアフリー化を図り、妊婦や子ども連れの人も安全・安心に移動できるまちづくりを推進します。

【 取り組み 】

事業名	内容	所管
関係機関・団体との情報交換	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、学校関係者や警察等と綿密な情報交換を実施しており、今後も情報交換の充実に努めます。	安全防災担当室
パトロール活動の推進	防犯指導員・青少年指導員が、学校付近や通学路等においてPTA等学校関係者や防犯ボランティア等の関係団体と連携したパトロール活動を推進しており、今後とも積極的に活動を進めます。	安全防災担当室
すぐメールまつだ	町・県・警察等からの災害・犯罪（不審者情報など）に関する緊急情報や、防災防犯に関するお知らせ情報を登録者にメールでお知らせし、安全・安心なまちづくりに努めます。	安全防災担当室
防犯の意識づくり	警察及び防犯指導員や防犯関係団体と連携し、防犯キャンペーン、広報などの啓発活動を展開していくことにより、今後とも、保護者や子どもたちの防犯の意識高揚に努めます。	安全防災担当室
交通安全教育の推進	各期交通安全運動期間中、町交通安全指導車での広報及び毎月1日、15日の登校における小学校近辺で、交通指導隊員が街頭立哨を行っています。	安全防災担当室
道路の通行の安全確保	車両と歩行者の共存を図りつつ、特に歩行者の安全確保・利便性の向上を目的とした道路整備に努めます。	まちづくり課
道路環境の整備	【幹線道路】 狭あい道路の改善と、歩行者の安全等を確保し、車両及び歩行者の通行が円滑に行えるよう整備に努めます。 【生活道路】 町道認定していない町管理道路で、公共性の高い道路について舗装等を実施し、道路環境の向上に努めます。	まちづくり課
カーブミラーの設置	カーブミラーの設置については、交差点及び急カーブ箇所を優先し、自治会の要望を含め順次設置しており、今後も継続していきます。	まちづくり課

事業名	内容	所管
交通安全施設の整備	交通量の多い交差点及び交通事故が発生しやすい場所については、道路の改良及び安全施設の設置に努めており、今後も継続していきます。	まちづくり課
総合交通規制の充実	関係機関と協力して、地域の実態に即した交通規制の要望に努めます。	安全防災担当室
道路等のバリアフリー化の推進	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく歩道の整備を実施しており、今後ともバリアフリー化の推進に努めます。	まちづくり課
公園の整備	町民のコミュニティ形成や健康づくりを増進するため、公園や児童遊園地の整備や維持管理に努めるとともに、緑化の推進と適切な管理による景観づくりを進めます。	環境上下水道課
防犯灯設備の充実	防犯施設の適切な整備に努めます。	安全防災担当室
チャイルドシート購入補助	6歳未満の子どもを養育している保護者が、法に適合した新品のチャイルドシートを購入した際、その費用の一部について 5,000 円を限度に補助する制度で、子どもの安全確保の一助に努めます。	子育て健康課

3 地域全体でこどもと子育て家庭を支える

(1) 子育て支援施策の充実

病児保育や一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業など、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、利用者の希望を把握しながら、事業内容の拡充を検討するとともに、円滑な運営に努め、保護者が安心して子育てできる環境を整えます。

【 取り組み 】

事業名	内容	所管
病児保育事業	生後4か月から小学校3年までの児童を対象として、病気のため集団保育等が困難な時期に、保育及び看護ケアを行う保育サービス事業です。平成30年10月より上郡5町の広域による「病児保育室ピーターパン」を開所し、事業の実施をしています。	子育て健康課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援を必要とする保護者とその支援を提供できる人との接点をもたす互助的事业です。地域の保育機能を補完する役割からも、さらに関係機関と連携しながら事業を推進します。	子育て健康課
放課後児童健全育成事業（学童保育）（再掲）	本町では、現在2か所の学童保育室を設置しています。就労により保育所入所児童数が増加傾向にあることから、学童保育へのニーズは高まっており、特に低・中学年の利用希望者が多く、また、長期休暇の利用希望者も増加傾向にあります。今後は、関係機関と連携を取り、保育環境の整備や保育内容の充実を図っていきます。	子育て健康課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が仕事などで一時的に養育が困難となったときに、概ね1週間以内の短期間において児童福祉施設等で児童を養護・保護する事業です。実施については事業の検討に努めます。	子育て健康課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事などで夜間に保育できない場合に午後5時から午後10時を目安として児童福祉施設等で児童を預かり、生活指導や食事の提供等を行う事業です。実施については事業の検討に努めます。	子育て健康課
幼小中PTA家庭教育学級の開催	幼稚園、小学校、中学校PTAの保護者を対象に、近年の核家族化、少子家族化の進行に加え、共働き家庭の増加等に伴って低下している家庭教育力、地域教育力の向上を図ることを目的に、家庭教育学級（各種体験教室や講演会など）を実施しています。今後も活動内容の充実に向けた支援に努めていきます。	教育課
一時預かり事業	松田さくら保育園では、保育所等を利用していない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かり、必要な保育を実施しています。また松田・寄幼稚園では、通常の教育時間の前後や長期休業中などに実施しています。	子育て健康課

事業名	内容	所管
子育て支援センター事業	<p>子育て支援センターは、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる場として、また、地域における総合的な子育てを行う拠点として平成14年10月に開設しました。令和元年5月に旧土木事務所へ移転し、子育て広場（フリースペース）と駐車場が広くなり、さらに使いやすい施設となりました。主な活動として、下記のような子育てサービスの提供を実施しております。</p> <p>○主な活動 育児不安等についての相談及び援助事業、育児情報の収集及び提供、子育て支援関係機関・組織等への協力及び支援、子育て広場（フリースペース）の開設、親子が一緒に食事ができるランチルームの開設等。</p>	子育て健康課
民生委員児童委員相談事業	<p>本町では民生委員児童委員が、担当地域において援助を必要とする人に対して、福祉サービスを適切に利用できるよう、住民の立場にたって相談に応じたり、必要な情報の提供を行っています。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が関係機関や民生委員児童委員と連絡・調整のうえ、相談援助事業にあたっています。今後とも、相談事業の充実に努めます。</p>	福祉課
子育て世帯等を対象とした地域優良賃貸住宅	<p>定住促進・子育て支援をコンセプトに、子育て世帯・新婚世帯が対象の住宅として、平成31年3月から入居が開始された「ラ・メゾンカラフル町屋」は、子育て支援センターの正面に位置し、住宅内にコミュニティスペースがあるなど、安心・安全にファミリー世帯が暮らしやすい住宅となっています。</p>	総務課

(2) 子育てと仕事の両立の推進

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、町民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

【 取り組み 】

事業名	内容	所管
性別による役割分担意識の見直し	男女の役割分担意識を身近な問題として考えてもらうための講演会・研修会や広報紙でのPRを実施しています。	定住少子化担当室
仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	保育サービスの充実をはじめ、子育て支援センター等のサポート施設や活動、サービスについて、広報紙面等を通じてお知らせし、住民への活用を勧めています。今後とも、就業条件・環境の整備に向けた情報提供等に努めます。	定住少子化担当室
ハローワーク等関係機関との連携	今後とも、関係機関と連携した町民の雇用及び労働条件改善の啓発等に努めます。	観光経済課
国、県及び農業団体、商工団体等関係団体との連携	国、県及び地域における農・商業等の関係団体等と連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進する広報・啓発、情報提供等について推進していきます。今後とも、上記連携の充実に努めます。	観光経済課
男女共同参画の意識づくり	性別にとらわれない、真の男女共同参画社会をつくるためには、まず女性の社会的自立が不可欠であることから、町では住民の方々の方々の意識改革や環境整備を推進していきます。また、意識啓発のための講演会等の男女共同参画事業、父親・母親教室等の保健事業、子育て支援センター事業など、関係各課・機関と連携して、推進のための事業を行っていきます。今後とも、男女共同参画の推進に努めます。	定住少子化担当室 子育て健康課
男女共同参画教育の推進	男女平等の社会を目指して、地域社会の制度や慣行を見直すなど、平等の認識が深まるよう意識啓発と学習機会の充実に努めます。	定住少子化担当室
保育サービスの活用	今後とも、町民が仕事と子育ての両立ができるよう、延長保育やファミリー・サポート・センター事業、学童保育の実施、施設面から保育内容まで、各種保育サービスの充実と質の向上に努めます。	子育て健康課
就業条件・体制の整備	今後とも、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等について企業・事業主及び住民等への啓発に努めます。	定住少子化担当室
国、県及び関係団体等との連携	国、県及び地域における関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備・関係法制度等の広報・啓発・情報提供等について積極的に推進しています。今後とも、上記連携の充実に努めます。	定住少子化担当室 子育て健康課

(3) 子育て家庭の経済的負担等の軽減

児童手当の支給や小児医療費助成、給食費保護者負担軽減措置補助金など、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を推進します。

また、幼児期から高等教育まで、教育費の負担軽減を着実に実施し、就学援助制度や育英奨学制度を通じて、こどもたちが安心して学べる環境を整備します。

【 取り組み 】

事業名	内容	所管
保育料（保育所）の検討	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラス、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの保育料（利用料）が無償となりました。0歳から2歳児クラスまでの保育所等通常保育の保育料については、子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度に基づき、今後とも、適正な保育料の設定に努めます。	子育て健康課
児童手当の支給	法令に基づき、令和6年10月から18歳年度末までの児童を養育している方に、児童手当を支給します（15歳年度末までの児童から18歳年度末までに支給対象を拡大）。 ・3歳未満 第1子、第2子：15,000円、第3子以降：30,000円 ・3歳以上18歳年度末まで 第1子、第2子：10,000円、第3子以降：30,000円 ※「第3子以降の」カウント対象の年齢がこれまでの18歳年度末から22歳年度末まで延長されます。子どもが3人以上いる場合に必ずしも「第3子以降」としてカウントされるわけではありません。児童の兄弟等については監護に相当する世話等をし、その生計費を負担している必要があります。	子育て健康課
小児医療費助成	通院や入院に対する助成対象年齢を平成23年度より中学校修了までに拡大し、令和4年度より高校修了までに拡大しています（所得制限なし）。ニーズ調査結果から評価の高い事業であるため、今後も継続に努めます。	子育て健康課
育英奨学制度（再掲）	経済的な理由によって就学が困難となる児童・生徒に対し、町独自施策である育英奨学資金貸付、福田奨学金などによる就学の援助を行うことにより、教育の機会均等を図ります。	教育課
就学援助制度（再掲）	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費と学校へ納める費用の一部を援助します。	教育課
ひとり親家庭の自立、就業支援	現在行っている制度には、児童扶養手当・ひとり親医療制度等があり、引き続き自立に向けた支援を推進します。	子育て健康課

事業名	内容	所管
ひとり親家庭への相談対応の推進	ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、県をはじめとする関係機関との連携を密にして生活指導や相談対応を実施しています。今後とも、県の指針に基づき、指導、相談の充実に努めます。	子育て健康課
児童扶養手当の申請受付（再掲）	離婚などのため、ひとり親により児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉増進を図ることを目的として県が手当を支給しています（所得制限があります）。今後とも、国、県の指針に基づき、広報や窓口で案内を確実にし、申請受付をし、適正な受給管理に努めます。	子育て健康課
給食費保護者負担軽減措置補助金	幼稚園、小・中学校への給食費の助成を行うことにより、保護者の負担軽減に取り組みます。	教育課
母子・寡婦福祉資金の貸付制度の周知	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助長を促進するため、指針に基づき、県が実施している低利の各種生活資金の貸付制度の周知に努めます。	子育て健康課
不妊治療（先進医療）費助成事業	医療保険適用外の先進医療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、少子化対策の充実に寄与することを目的として、一治療につき5万円を上限に助成を行います（対象、助成回数など制限あり）。	子育て健康課
不育症治療費助成事業	不育症と診断され治療を受けている夫婦に対し、不育症治療と検査に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、少子化対策の充実に寄与することを目的として、一治療につき30万円を上限に助成を行います（対象、助成回数など制限あり）。	子育て健康課
就園料補助（再掲）	児童扶養手当受給者や前年度分町民税非課税世帯、生活保護世帯等に対し、幼稚園または保育所の就園料の一部を補助します。	子育て健康課
住宅取得奨励金制度	松田町への定住促進、地域経済の活性化に資するため、松田町において住宅を新たに建築または購入した際に、一定の要件を満たす方を対象に住宅取得促進奨励金を交付しています。	定住少子化担当室
二世帯同居等支援奨励金交付制度	親世帯との同居や近居に伴う定住促進を図るため、親世帯が町内に1年以上居住している子世帯が、既存の住宅を増改築して親世帯との同居を始める場合や、新たに住宅を取得して親世帯と同じ町内で近居を始める場合などに、子世帯に対して奨励金を交付します。なお二世帯奨励金の一部は、町内で利用できる商品券で交付しています。	定住少子化担当室
【フラット 35】子育て支援型	子育て世帯とその親世帯との同居を促進するために、町と独立行政法人住宅金融支援機構が協定を結び、松田町二世帯同居等支援奨励金交付制度をご利用予定の方のうち、一定の要件を満たす方を対象に、【フラット 35】の借入金利を一定期間引き下げます。	定住少子化担当室

事業名	内容	所管
民間賃貸住宅家賃補助金交付制度	子育て世帯・若年世帯及び学生世帯の定住化を図るため、松田町空家バンクに登録された賃貸物件に入居した対象者に対して、その家賃負担の一部につき、補助金を交付しています。なお補助金は町内で利用できる商品券で交付しています。	定住少子化担当室

(4) 地域で子どもを育てるための体制づくり

家庭、地域、関係機関が連携し、子どもを地域全体で育てるための体制を整備します。子ども家庭センターや幼稚園・保育園巡回相談を通じて、子育て家庭が安心して相談できる場を提供するとともに、地域学校協働活動事業において、子どもたちの放課後の活動場所を提供します。

【取り組み】

事業名	内容	所管
子ども家庭センターの設置	令和7年度より子ども家庭センターを設置します。妊娠・出産・子育ての実情を把握し、各種の相談に応じ、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する体制を構築することを目的としています。専任の母子保健コーディネーターが中心となり、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援を行います。	子育て健康課
幼稚園・保育園巡回相談（再掲）	子どもの健やかな成長を支援するため、町内の幼稚園、保育所に心理士、保健師等が訪問し、子どもの状況を把握し、地域で安定した生活環境の調整を図ります。	子育て健康課
地域学校協働活動事業	「土曜日の居場所づくり」「放課後の居場所づくり」事業が国の事業整理において「地域学校協働活動事業」に統一されたもので、生涯学習センターを会場として隔週土曜日、夏休みでの各種活動、各小学校において月1回程度の放課後の活動場所を提供しています。	教育課
休日の部活動の段階的な地域移行	少子化の中でも、将来にわたりスポーツに継続して親しむことができる機会を確保し、学校の働き方改革を推進することにより学校教育の質の向上を図ります。 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という理念において、活動の最適化を図るものです。	教育課

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、町民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

本町においては、町民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、町内全域で一つと設定していました。

本計画においても、町域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については町域全体を一つの提供区域としました。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、町内全域を1区域として必要量を見込むものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定こどもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望するこども（2号（学校教育の希望が強い）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望しているこども（以下、3号（0歳）・3号（1・2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、ニーズ調査に基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、ニーズ調査の回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合があります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、ニーズ調査の回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

町民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でニーズ調査回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①就学前児童数	0歳	44	42	41	40	38	
	1歳	44	43	42	41	40	
	2歳	52	44	43	42	41	
	3～5歳	144	146	143	137	126	
	合計	284	275	269	260	245	
②量の見込み※	0歳(3号)	14	14	13	13	12	
	1歳(3号)	25	21	21	20	20	
	2歳(3号)	19	20	17	17	16	
	保育	3～5歳(2号)	75	71	72	71	67
		下記以外	61	58	59	58	55
	教育	幼児期の学校教育の利用希望が強い	14	13	13	13	12
		3～5歳(1号)	77	73	74	73	70
	合計	210	199	197	194	185	
③確保の内容	0歳(3号)	15	15	15	15	15	
	特定教育・保育施設	12	12	12	12	12	
	特定地域型保育事業	3	3	3	3	3	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	
	1歳(3号)	26	26	26	26	26	
	特定教育・保育施設	18	18	18	18	18	
	特定地域型保育事業	8	8	8	8	8	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	
	2歳(3号)	29	29	29	29	29	
	特定教育・保育施設	21	21	21	21	21	
	特定地域型保育事業	8	8	8	8	8	
	認可外保育施設	-	0	0	0	0	
	3～5歳(2号保育)	69	69	69	69	69	
	特定教育保育施設	69	69	69	69	69	
	幼稚園・預かり保育	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	
3～5歳(1号・2号教育)	150	150	150	150	150		
幼稚園・預かり保育	120	120	120	120	120		
確認を受けない幼稚園	30	30	30	30	30		
合計	289	289	289	289	289		

※量の見込みはニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
④ 需 給 差 (③ ②)	0歳(3号)	1	1	2	2	3
	1歳(3号)	1	5	5	6	6
	2歳(3号)	10	9	12	12	13
	3～5歳(2号保育)	8	11	10	11	14
	3～5歳(1号・2号教育)	59	64	63	64	68
	合計	79	90	92	95	104

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

【 0～2歳児童の保育利用率 】

計画期間内の各年度における保育利用率（満3歳未満のこどもの数の全体に占める3号認定こどもの利用定員数の割合）の目標は、以下のとおりです。保育利用率が100%に近づくにつれ、ニーズ量の有無に関わらず定員が確保されている状況にあることを示します。本町の場合は、利用予定の3歳未満のこどもは減少傾向にあり、今後のニーズ量も定員を下回る見込みであるので、過大な目標を設定する必要はなく、各年度の量の見込みに対応できる保育サービスの供給が目標となることから、本町における保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定児童数）÷推計児童人口（0～2歳）」により算出された数値とします。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童人口（0～2歳）	140	129	126	123	119
3号認定児童数（見込み）	58	55	51	50	48
保育利用率	41.4%	42.6%	40.5%	40.7%	40.3%

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項等

- ・保護者の就労状況に関わりなく、こどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。
また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取り組み推進、保幼小連携を実施します。
- ・小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）こどもが増加する傾向にあるなか、幼児期の学校教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、こどもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、こどもに対する体系的な教育を推進します。
- ・保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。
- ・こども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供や立入調査への同行など、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

こどもやその保護者の身近な場所で、地域のこども・子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・特定型・・・主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成する事業

【 量の見込みと確保方策 】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容 (実施か所数)	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

松田町では利用者支援事業において、「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」のうち、「こども家庭センター型」の形態をとっています。

今後も引き続き、母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行います。心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。

(2) 延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

町内認可保育所等で、概ね1歳児以上の在園児を対象に実施しており、月極利用やスポット利用などの種別があります。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人・か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	31	30	29	28	27
②確保の内容	31	30	29	28	27
(実施か所数)	2	2	2	2	2
差引(②-①)	0	0	0	0	0

※ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

【 今後の方向性 】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長してこどもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業

【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人・か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	70	64	59	55	54
1年生	16	14	13	14	15
2年生	18	16	14	13	14
3年生	21	18	16	14	13
4年生	6	5	5	4	3
5年生	5	6	5	5	4
6年生	4	5	6	5	5
②確保の内容	180	180	180	180	180
実施か所数	2	2	2	2	2
差引②-①	110	116	121	125	126

※ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

【 今後の方向性 】

利用ニーズには、今後も現定員数で対応できる見込みです。引き続き、既存の2か所で実施していきます。

■ 放課後子ども教室との連携

【 確保方策 】

単位：校

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
連携型	0	0	0	0	0
校内連携型	2	2	2	2	2
確保方策 計	2	2	2	2	2

【 今後の方向性 】

当面は放課後対策に沿って、学童保育と放課後子ども教室を校内連携型による実施を推進します。

事業の実施にあたって、学校の余裕教室の活用など、教育委員会や学校と協議を行いながら、事業内容の充実を図ります。

(4) 子育て短期支援事業

【 概要 】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な養護・保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	232	224	219	212	200
②確保の内容	－	－	－	－	－
差引（②－①）	▲232	▲224	▲219	▲212	▲200

※ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

【 今後の方向性 】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになるため、状況を鑑みながら、広域圏でのサービス提供の確保なども視野に入れ、実施の是非について検討します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、こどもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	44	42	41	40	38
②確保の内容 (実施体制)	保健師が4か月までの乳児に対して全戸訪問を実施しています。里帰り先の自治体や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況の把握に努めます。				

※推計出生数を基に算定

【 今後の方向性 】

少子化や核家族化により孤立したり、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が、不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために全戸訪問に努めていきます。また、相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、事業内容を充実させていきます。

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	17	16	16	15	15
②確保の内容 (実施体制)	保健師が4か月までの乳児に対して全戸訪問を実施しています。里帰り先の自治体や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況の把握に努めます。養育上、必要な対象者には保健師などの専門職種による継続的な訪問を実施しています。				

※推計出生数と過去の実績を基に算定

【 今後の方向性 】

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断される家庭に継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。また、相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	3,442	3,171	3,097	3,024	2,925
②確保の内容 (実施か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

【 今後の方向性 】

利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保し、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てをできる環境を整備していきます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、運営の質的向上を図っていきます。

(8) 一時預かり事業

①幼稚園における一時預かり事業

【概要】

幼稚園において一時預かり保育を行う事業で、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	3,527	3,576	3,503	3,356	3,086
1号認定	174	177	173	166	152
2号認定	3,353	3,399	3,330	3,190	2,934
②確保の内容	3,527	3,576	3,503	3,356	3,086
差引(②-①)	0	0	0	0	0

※ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

【今後の方向性】

一時預かり事業は、未就園児や幼稚園児の保護者に対する大きな子育て支援の柱となるため、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に取り組んでいきます。

②保育所、ファミリー・サポート・センター事業等における一時預かり事業

【概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったこどもについて、主として昼間、支援会員として登録した会員が、施設やその他の場所で一時的にこどもを預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	1,274	1,207	1,180	1,145	1,092
②確保の内容	1,274	1,207	1,180	1,145	1,092
差引(②-①)	0	0	0	0	0

※ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

【今後の方向性】

一時預かりのニーズについては多くの希望があることから、ファミリー・サポート・センター事業での供給体制を継続して確保し対応します。

(9) 病児保育事業

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

本町では、足柄上郡5町（中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）の広域による「病児保育室ピーターパン」を開所し、事業の実施をしています。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	29	28	27	26	25
②確保の内容	29	28	27	26	25
差引（②－①）	0	0	0	0	0

※ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、事業を実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	94	92	87	79	73
②確保の内容	94	92	87	79	73
差引（②－①）	0	0	0	0	0

※第2期計画期間中の実績から推定

【 今後の方向性 】

多様化するニーズに適切に対応するため、講習会の実施等により提供会員の資質向上を図ります。

今後も、活動件数の増加に向けて、活動内容の充実を図りながら提供会員の確保に努めます。

(11) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。また、出産予定日現在35歳以上となる妊婦を対象に、超音波検査1回分の受診票を交付します。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	616	588	574	560	532
②確保の内容 実施場所	県内及び県外医療機関				
実施体制	妊婦健診補助券を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には償還払いにて対応				
検査項目	一般妊婦健診・子宮頸がん検診・B型肝炎抗原検査・梅毒検査等				
実施時期	妊娠期				

※推計出生数を基に推定

【 今後の方向性 】

妊娠の届出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

また、受診対象者全員が受診できるように、見込まれる量に対して体制を確保します。

(12) 産後ケア事業（新規事業）

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後1年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【 今後の方向性 】

引き続き、里帰り出産や流産・死産等を経験された方を含め産後ケアを必要とする母親及び乳児の利用環境の整備を図り、産後うつ予防の強化を図ります。

(13) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

【 概要 】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・ 伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・ 経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

【 今後の方向性 】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための国が定めている3回の面談の実施や継続的な情報発信等を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら、支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進めます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら、支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら、支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進めます。

(17) 乳児等通園支援事業（新規事業）

【 概要 】

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

令和6年10月の子ども・子育て支援法の一部改正によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

令和8年度からの給付制度化に向けて、国の考え方の動向に注視しながら必要受入時間数、必要定員数を検討し、受け入れ体制の整備に努めます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園(新制度園を除く)に在籍するこどもの保護者に対して施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額を助成する事業です。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

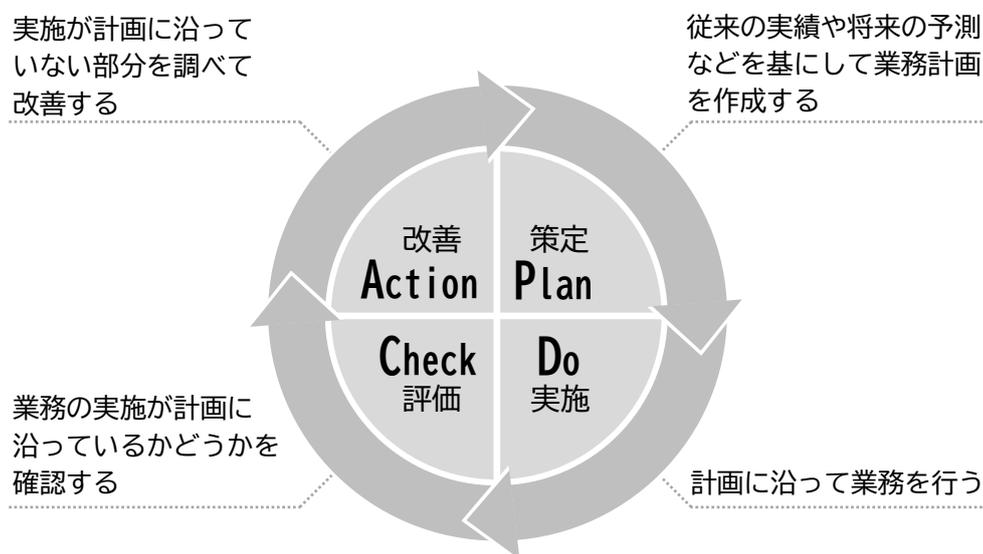
第 6 章

計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握し、「松田町子ども・子育て会議」で、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて施策を実施するものとします。

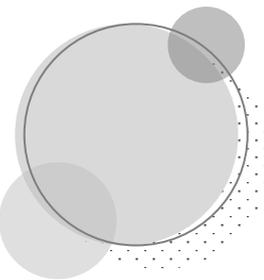
PDCAサイクルのイメージ



2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の仕事と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携するとともに、県を通じ、事業者等に対する雇用環境の整備を要請していきます。



資料編

1 松田町子ども・子育て会議条例

○松田町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 13 日 条例第 20 号)

改正 令和 6 年 3 月 21 日 条例第 12 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、松田町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べるができる。

(組織)

第 3 条 会議の委員(以下「委員」という。)は 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初の会議は第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

3 松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年松田町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(37) 松田町子ども・子育て会議委員

別表第2の表中

「

生活排水処理施設運営審議会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円

」を

「

生活排水処理施設運営審議会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
松田町子ども・子育て会議	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円

」に

改める。

附 則(令和6年3月21日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定経過

時期	内容	詳細
令和6年5月29日	会議	令和6年度 松田町子ども・子育て会議（第1回） ○子ども・子育てを取り巻く制度等の動向 ○松田町 子ども・子育てに関するニーズ調査
令和6年7月29日～ 8月23日	アンケート	子ども・子育てに関するニーズ調査
令和6年10月28日	会議	令和6年度 松田町子ども・子育て会議（第2回） ○松田町 子ども・子育てに関するニーズ調査 調査結果報告 ○第3期松田町子ども・子育て支援事業計画 施策 体系（案）について
令和6年11月5日～ 11月8日	アンケート	ヤングケアラーに関する実態調査
令和6年12月11日	会議	令和6年度 松田町子ども・子育て会議（第3回） ○ヤングケアラーに関する実態調査 調査結果 ○基本施策の設定について ○教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の量 の見込みの算出の考え方 ○計画素案
令和7年1月14日～ 2月13日	パブリック コメント	「第3期松田町子ども・子育て支援事業計画（案）」 に対する意見
令和7年3月19日	会議	令和6年度 松田町子ども・子育て会議（第4回） ○計画（案）に対する子ども・子育て会議の委員か らの意見について ○教育・保育事業の量の見込み及び確保方策の算出 の考え方の変更について ○計画（案）に対するパブリックコメントの結果に ついて ○第3期松田町子ども・子育て支援事業計画（案） について ○第3期松田町子ども・子育て支援事業計画概要版 （案）について

3 松田町子ども・子育て会議委員名簿

(敬省略)

分野	職名等	氏名	備考
教育委員会	松田町教育委員会 教育長職務代理者	石川 純一	副会長
地域社会福祉従事者	松田町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	府川 芳子	
関係行政機関	神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター 保健福祉課長	志波 直子	
医療機関	足柄上医師会 田村小児科医院長	田村 秀一	
保育事業者	松田さくら保育園 主任保育士	青木 紀子	
社会福祉事業者	松田町社会福祉協議会 事務局長	工藤 義孝	
子育て支援機関	松田町子育て支援センター 常勤アドバイザー	松山 靖子	
子育て支援者	ファミリー・サポート松田 会員	畔野 初江	
学識経験者	社会福祉法人青い鳥 子育て事業部長	武井 和弘	会長
幼稚園児の保護者	松田幼稚園PTA	和田 智子	
保育園の保護者	松田さくら保育園	古澤 久美	
子育て支援者・学識経験者	臨床発達心理士	加藤 敦子	

4 用語解説

【あ行】

ICT

Information and Communication Technologyの略。情報通信技術のこと。従来から使われてきたIT(Information Technology)に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される。

アウトリーチ

特定のサービスや支援を必要としている人々に対して、積極的にアプローチする活動のこと。たとえば、医療、福祉、教育などの分野で、支援が必要な人々に手を差し伸べ、彼らが利用できるリソースやサービスを提供する活動を指す。

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

一時預かり保育

保育者の用事やリフレッシュなど、理由を問わずに利用できる保育事業のこと。

育児休業

労働者は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠にその事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業を取得できる権利（形成権）のこと。

いじめ

児童・生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

インクルーシブ教育

障がいや病気の有無、国籍といった様々な違いや課題を越えて、すべての子どもが同じ環境で共に学び合う教育のこと。

う歯

歯のエナメル質が溶かされて歯の内部が侵される病気で、いわゆるむし歯のこと。

ALT

Assistant Language Teacherの略。外国語を母国語とする外国語指導助手のことをいい、小学校や中学校などに配置され、授業を補助する役割を担う。

NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

【か行】

学童保育（放課後児童健全育成事業）

就労等により保育を必要とする小学校の児童を対象に、放課後や学校休業日を安全に過ごせるよう支援員が保育を行うこと。

確認を受けない幼稚園

施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

協働

町、住民活動を行うもの、町民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【さ行】

自己肯定感

自分の存在や行動を肯定的に評価する感覚のこと。「自分は価値のある存在だ」「自分はこれで良い」と感じられることが、精神的な安定や幸福感に繋がる。自己肯定感が低いと、自信喪失や精神的な問題に繋がることもある。

児童虐待

保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト（Neglect）、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

出生率

人口1,000人に対する出生数の割合。

主任児童委員

民生委員児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童福祉全般の充実のために広域的、専門的取り組みをしたり、事情によっては地域担当の民生委員児童委員に代わって個別の児童の問題を担当する。

小規模保育

0歳～2歳児を対象とした、定員6人～19人の少人数保育。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

スクールカウンセラー

学校で子どもの心の健康や心理的な問題を支援する専門職のこと。子どもだけでなく、保護者や教師とも連携して、カウンセリングや相談業務を行う。

【た行】

男女共同参画

男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会を確保されることによって、ともに社会の活動に参画し、責任を担うこと。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業。

特別支援教育

障がいなどにより、学習上・生活上の困難がある子どもに対して、小中高校などに準ずる教育と自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする教育。

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

認可外保育施設

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規程に基づき認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が6人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと。

年齢別労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口の割合を年齢階級別に示したもの。労働力人口には、就業者と完全失業者が含まれる。

【は行】

ファミリー・サポート・センター事業

育児の手助けを必要とする人（依頼会員）と手助けをしたい人（支援会員）の両者を結び付け、保育所の送迎やお子さんの預かり等をサポートすることにより仕事と育児の両立や、子育てする家庭を支援する事業。

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

【ま行】

民生委員児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【や行】

ヤングケアラー

親や兄弟、祖父母など、家族の世話を行っている18歳未満の子どものこと。家事や介護、精神的なサポートを行うことが含まれるが、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼすことがある。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢に関わらず、すべての人が使いやすいようにデザインされた製品や環境を指す。公共施設や製品、情報端末などが、誰でもアクセスしやすくするために工夫されている。

要保護児童対策地域協議会

児童虐待や育児放棄などから子どもを守るために、地域の関係機関が連携して対策を講じるための協議会。地域の警察、学校、福祉機関などが協力し、子どもの安全と福祉を確保する。

【ら行】

ライフステージ

人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映する。幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期など、各ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされる。

療育

障がいがある子どもたちに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うこと。療育は、子どもの発達を促進し、自立を目指すための重要な手段であり、言語訓練や社会的スキルのトレーニング、運動療法などが含まれる。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

多様な働き方が確保されることによって、仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、働きやすい仕組みをつくること。

5 松田町のこども・子育て関連施設一覧

区分	施設名	住所	電話番号
幼稚園	松田幼稚園	神山 404	0465 - 83 - 2517
	寄幼稚園	寄 2505	0465 - 89 - 2452
保育所	松田さくら保育園	松田庶子 162 - 1	0465 - 46 - 8300
	サンライズキッズ なのはな保育園	松田惣領 1192 - 5	0465 - 83 - 2121
放課後児童健全育 成事業（学童保育）	松田学童保育室	松田庶子 200	0465 - 82 - 0599
	寄学童保育室	寄 2540	090 - 4533 - 7890
地域子育て支援拠 点事業	松田町子育て支援セン ター	松田惣領 321 - 1 松田町創生推進拠点施設 <small>スプラポ</small> (suprapo) 2階	0465 - 83 - 3088
ファミリー・サポー ト・センター事業	ファミリー・サポート 松田	松田惣領 321 - 1 松田町創生推進拠点施設 <small>スプラポ</small> (suprapo) 2階	0465 - 83 - 3123
病児保育事業	病児保育室 ピーターパン	開成町みなみ 5 - 4 - 17 サウスポート 2階	0465 - 85 - 3223

第3期松田町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

発行：神奈川県 松田町

編集：松田町役場子育て健康課

〒258-8585

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地

(TEL) 0465-84-5544

いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷
～こどもの笑顔あふれる幸せのまち 松田～

